

ふじのくに権限移譲推進計画 (第3期)



静 岡 県
公益財団法人静岡県市町村振興協会

ふじのくに権限移譲推進計画（第3期） 目次

I 計画の位置付け		
1	策定趣旨	1
2	本県の取組経緯	1
	(1) これまでの取組経緯	1
	(2) これまでの権限移譲の取組に対する評価と課題	2
	ア 権限移譲に対する評価	2
	イ 権限移譲に対する課題認識	3
3	計画期間	3
II 計画の基本方針		
1	権限移譲事務の質の向上	4
2	市町間連携による移譲事務の処理	5
3	市町の意向を踏まえた権限移譲の推進	5
4	P D C Aサイクルの確立	5
III 権限移譲推進に向けた取組		
1	広域連携の取組に対する支援	6
2	県との連携強化による事務執行支援	7
3	財政措置	7
4	人的支援	7
5	権限移譲事務の検証	8
IV 計画の推進体制等		
1	権限移譲の効果・課題に関する検証と不断の見直し	9
	(1) 県・市町権限移譲推進協議会	9
	(2) 個別課題の解消に向けた分科会の設置	9
2	P D C Aサイクルの確立	10
3	計画の弾力的な対応	10
V 移譲事務		
1	移譲事務	11
2	協議継続事務	13
3	移譲候補事務	13

【別表】

別表 1	移譲事務一覧	14
別表 2	協議継続事務一覧	21
別表 3	移譲候補事務一覧	22

【資料】

計画策定の経過	〈資料〉	27
---------	------	----

〈関連資料〉

1	ふじのくに権限移譲推進計画（第3期）の概要	28
2	静岡県の地方分権改革の歩み	30
3	権限移譲推進計画に基づく移譲の実績（第1次～第6次）	31
4	行政経営研究会課題検討会	38
5	市町への権限移譲に関する意向調査の結果	40
6	課題検討会「権限移譲事務受入体制の検討」検討結果の概要	41
7	条例による事務処理の特例制度	44
8	静岡県事務処理の特例による条例の改正経過	46
9	市町別移譲事務の状況	51
10	静岡県権限移譲事務交付金制度の概要	62
11	静岡県権限移譲事務交付金交付要綱	64
12	県・市町職員人事交流実施要綱	85
13	技術職員等市町派遣制度要綱	88

I 計画の位置付け

1 策定趣旨

住民に身近な行政は、より身近な地方公共団体である市町が担うことが望ましく、地方創生の実現に向けた実効性の高い施策の構築・推進や、今後見込まれる地方分権改革の進展などを視野に入れた場合、基礎自治体たる市町は、これまで以上に自主性・自立性を高め、住民サービスの向上や地域課題の解決に主体的に取り組んでいくことが求められる。

本県では、これまで県から市町への権限移譲に積極的に取り組んだ結果、移譲対象法律数では、平成 28 年 4 月 1 日現在で 128 本の法律に基づく事務を移譲し、12 年連続で全国一の実績となっている。

一方で、一部の市町からは、これ以上の移譲事務の積極的な受入れは困難との意向が示されるなど、権限移譲先進県であるが故の課題も明らかになっており、今後は、事務処理の実態や権限移譲の効果の検証・改善に県・市町が連携して取り組んでいく必要がある。

県民誰もが誇りと希望を持って暮らすことができる「富国有徳の理想郷“ふじのくに”」の実現に向け、課題の解消を図りながら、県内市町が個性あるまちづくりに活用できる、より一層質の高い権限移譲を進め、地域における行政を総合的かつ自立的に担っていくことができるよう、本計画を策定する。

2 本県の取組経緯

(1) これまでの取組経緯

本県では、他県と比べ比較的早い段階から権限移譲の取組を進めてきた。

平成 6 年度には「地方分権研究会」を庁内に設置し、権限移譲を含む検討結果を国の地方分権推進委員会へ提言し、また、平成 9 年度には、地方分権一括法の施行に先駆けて第 1 次権限移譲推進計画を策定し、以降、平成 28 年度まで 6 次にわたる権限移譲推進計画に基づき計画的な権限移譲を進めてきた。

これまでの権限移譲に当たっては、全県一律の移譲や市町の受入能力に合わせた人口規模別権限移譲に加え、市町の意向をできる限り尊重できる手挙げ方式も導入するなど、市町にとって柔軟な形態で推進してきたほか、計画策定時を中心に、県・市町権限移譲推進協議会における協議や個別市町を訪問して意見交換を行うなど、市町と意思疎通を図りながら権限移譲を進めている。

※これまでの権限移譲推進計画及び実績

区 分	計画期間	計 画		実 績	
		法令数	事務数	法令数	事務数
第1次計画	H10～H12	36	147	37	156
第2次計画	H13～H15	42	362	60	470
第3次計画	H16～H18	88	1,118	131	1,303
第4次計画	H19～H21	22	220	42	375
ふじのくに(第1期)	H23～H25	53	673	59	676
ふじのくに(第2期)	H26～H28	57	685	60	460

H22は市町との協議が調った8法令59事務を移譲

ふじのくに権限移譲推進計画(第2期)の移譲実績は、平成28年4月現在

※事務処理特例制度活用による移譲事務数の推移(各年度当初累計)

年 度	法令数	事務数	年 度	法令数	事務数
平成12年度	118	1,179	平成21年度	204	2,551
平成13年度	133	1,356	平成22年度	206	2,592
平成14年度	137	1,460	平成23年度	215	2,768
平成15年度	143	1,577	平成24年度	203	2,568
平成16年度	152	1,608	平成25年度	211	2,625
平成17年度	184	2,135	平成26年度	213	2,604
平成18年度	191	2,371	平成27年度	212	2,633
平成19年度	197	2,403	平成28年度	215	2,611
平成20年度	201	2,484			

注) 法令数が対前年度比で減となっているのは、地方分権推進一括法等により条例に基づく移譲から法定での移譲に振り替わったものがあることによる。

(2) これまでの権限移譲の取組に対する評価と課題

ア 権限移譲に対する評価

本県では、これまで他県に比べ比較的多くの権限移譲を行っており、本県の市町は他県に比べより多くの事務権限を有するに至っている。

この結果、各市町においては、住民に身近な市町において事務処理が可能となったほか、権限移譲を通じて、移譲された権限の運用を工夫するなど地域の実情に応じた取組により、住民の利便性の向上や地域に密着したきめ細やかな対応、事務処理の迅速化などの効果が生じている。

市町に対する調査においても、一般旅券の発給申請・交付事務、農地転用の許可事務、NPO法人の認証事務などで、事務処理の簡素化や迅速化、地域の実態に即した処理が可能となった等の住民サービスの向上につながったとの評価や住民と市町の協働体制の構築に寄与したとの評価が得られている。

イ 権限移譲に対する課題認識

これまでの権限移譲においては、全県一律の移譲に加え、人口規模別移譲や手挙げ方式による移譲も併せて進めてきたこともあり、大規模市と小規模市町との間で移譲事務数に差異が生じる結果となっている。

また、権限移譲事務を担う市町からも、事務処理件数が少ない事務については知識・ノウハウの蓄積や専門知識を備えた人材の確保が困難といった意見や、業務量の増加に伴う受入体制の構築に課題が生じるといった意見が寄せられている。

本格的な人口減少社会を迎える中で、移譲事務を担う市町（特に小規模市町）においては市町の固有事務も含め、効率的な事務処理を行うことが課題となっており、こうした課題の解消に向けて、権限移譲事務を処理する市町への県の支援の拡充や、市町間の広域連携手法の活用による効率的な事務処理等によって、更なる権限移譲を進める環境づくりが必要となっていると考えられる。

加えて、個別の移譲事務においては、経由事務など市町における裁量の小さい事務が少なからず移譲されていることから、今後は、市町の受入能力を考慮しつつも、極力市町の裁量が大きくなるような許認可・検査等実質的な権限についても併せて移譲する方向で進めていくことが望まれる。

3 計画期間

権限の移譲・受入に当たっては、組織人員や予算に対する影響があり、また、円滑な移譲のためには一定の時間と手続を要することから、ある程度の事前準備期間を設ける必要である。

一方、中長期的には、国における地方分権改革による権限移譲のほか、各分野における制度改正など計画策定時には予見できない様々な外的状況の変化が生ずることも想定される。

こうしたことを踏まえ、本計画に基づく権限移譲の推進期間を平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年計画とする。

Ⅱ 計画の基本方針

地域自立を実現する「静岡型」権限移譲の推進 ～住民サービスの向上と市町の自主性・自立性の強化～

本県は、人口減少局面に突入しており、平成 32 年（2020 年）に「合計特殊出生率 2.07」と「社会移動の均衡」を実現しても、平成 72 年（2060 年）の人口は 300 万人程度と、平成 28 年（2016 年）10 月 1 日現在の人口 370 万人から約 70 万人減少することが見込まれている。

平成 27 年度には、県及び全市町で人口減少の克服を目指す「地方版総合戦略」が策定され、地方創生の実現に向けた取組が展開される中であって、地域の実情に応じた施策の構築・推進の自由度を高める地方自治体の自己決定権限の向上は重要である。また、地方分権改革の進展や将来の道州制の導入を見据え、中長期的な視点を持って、より一層市町の自主性・自立性を高め、更なる住民サービスの向上を図っていく必要がある。加えて、県は、広域的な事務や市町間の広域連携等に係る連絡調整、市町間連携が困難な地域の補完を担っていくことが重要である。

こうしたことを踏まえ、本県では、基本方針に「地域自立を実現する『静岡型』権限移譲の推進～住民サービスの向上と市町の自主性・自立性の強化」を掲げ、市町が自らの政策立案、事業実施をより効果的に進め、住民にとって利便性の向上を図ることができるよう、県・市町の協働により権限移譲を推進していく。

<基本方針の具現化の視点>

1 権限移譲事務の質の向上

本県では、これまで、住民サービスの向上や市町行政の充実・強化を図る視点で権限移譲を進めた結果、権限移譲法律数日本一という結果につながっている。

市町からは、一般旅券の給付申請・交付事務をはじめとする住民に身近な受付窓口の設置を可能とする事務、農地法や土地区画整理法などの土地利用に係る許認可事務、地域活動を行う団体との連携可能性を高める NPO 法人の認証事務などについて、権限移譲の効果が認められるとの評価をいただいている。

一方で、他県と比較して数多くの権限を移譲した結果、処理件数が少ないことによるノウハウの蓄積や専門知識を備えた人材の確保が困難な権限移譲事務も指摘されている。

このため、今後は、市町の意向を十分に踏まえながら、市町の自由度の拡大や施策の推進、住民の利便性の向上に効果があると評価された権限移譲の横展開などにより、「権限移譲事務の質の向上」を図り、より一層の住民サービスの向上や市町行政の充実・強化を目指す。

2 市町間連携による移譲事務の処理

人口減少・少子高齢化が進行する中であって、市町が安定的、持続的、効果的に行政サービスを提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町だけで提供するのではなく、これまで以上に柔軟かつ積極的に市町間の広域連携による事務処理を進めていく必要がある。

市町から自由度の拡大や施策の推進、住民の利便性の向上に効果があると評価された権限移譲の横展開を図るに当たっても、事務処理を行う人員や専門性の確保や、単独市町では処理件数が少ないといった課題の解消に向けては、広域連携の視点が重要である。

また、特に小規模市町においては、権限移譲事務のみならず、市町の固有事務を含め、市町間連携による効率的・効果的な事務処理を行うことで、住民の利便性向上につなげる必要がある。

このため、移譲効果が高い事務の広域連携による事務処理に向けた検討を市町と協働で進めていく。

3 市町の意向を踏まえた権限移譲の推進

市町の規模や能力は多様であり、直面する課題も市町によって異なることから、人口規模等に応じた一律の権限移譲を行うのではなく、市町の意向と実情に即した移譲を進めていくことが必要であることから、市町からの手挙げ方式を基本とした権限移譲を推進していく。

基礎自治体の自立モデルとなる“しずおか型特別自治市”の実現を目指す静岡市及び浜松市の両政令指定都市に対しては、両市からの希望に対応して、現行制度下において移譲可能な事務の積極的な権限移譲を推進していく。

なお、権限移譲に当たっては、新たな移譲事務をはじめ、既に移譲している事務の円滑な処理を行うため、それぞれの事務に対する市町のニーズに応じ、研修会や随時の相談対応、マニュアルの整備などの県の支援体制の拡充を図るとともに、引き続き、権限移譲事務交付金による財源措置及び職員の派遣等の人的支援措置を講じていく。

4 PDCAサイクルの確立

住民サービスの向上や市町の自主性・自立性の向上につながる「権限移譲事務の質の向上」を図るためには、計画を硬直的に捉えず、県・市町が連携して計画の不断の見直しを行い、市町が権限を受入やすい環境を整備していくことが必要である。

このため、権限移譲の効果や課題を毎年度検証し、継続的な改善を図りながら、市町への権限移譲を推進していく。

Ⅲ 権限移譲推進に向けた取組

人口が減少し、少子高齢化が進行する社会の到来が確実に見込まれる中、住民に身近な行政サービスを総合的に提供する市町は、更に自主性・自立性を高め、人口減少克服に向けた施策推進等の自由度の向上を図るとともに、住民サービスの利便性の向上に取り組むことが求められる。

住民に身近な基礎自治体である市町が権限移譲事務を円滑に処理できる環境を整備することが、住民サービスの向上に資する、より一層の権限移譲につながることから、県は市町に対する支援措置の拡充に取り組む必要がある。

また、人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化などにより行政コストが増加する一方、人的・財政的制約が厳しさを増す中で、広域連携等による行政サービスの持続的、安定的な提供体制を構築することが有効である。

このため、市町間の広域連携による移譲事務の受入環境の整備をはじめ、市町のニーズの高い相談体制の確立やマニュアルの作成など、円滑な移譲事務の執行に対する支援策の充実に努めていく。

また、法定移譲事務についても市町の負担が増加していることを踏まえ、市町の意見を伺いながら、円滑な事務執行に必要とされる支援を行う。

1 広域連携の取組に対する支援

人口減少社会において、基礎自治体が提供する行政サービス水準を維持するためには、地方公共団体間の連携が重要であることを第31次地方制度調査会の答申でも指摘しているが、権限移譲事務の処理に当たっても、広域連携制度を活用して住民に対して行政サービスを提供していくことが有効である。

県では、これまでも市町に対し、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行、職員の併任など、権限移譲事務の処理に有効な広域連携制度の周知、実施に向けた助言を行っており、賀茂地域において消費生活センターが共同設置されるなど、市町固有の事務について広域連携が実現している事例も見られる。

県からの権限移譲事務に関しても、県内市町では、国から法定移譲された社会福祉法人の監査等を周辺市との間で「職員の相互併任」の手法により処理している事例や、事務処理特例条例によって権限移譲を受けた火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガス保安法の各事務を消防救急の広域化と併せて、近隣の中核的都市に「事務の委託」によって広域的に事務処理を行っている事例がある。

平成28年度には、県と全市町で組織する行政経営研究会課題検討会において、広域連携制度を活用して処理する意向がある具体的事務を抽出し、市町間協議の場を設置した。この結果、県からNPO法人の認証事務の移譲を受け、既に事務処理を行っている近隣の中核的都市に「事務の委託」等により事務処理を行うなど、住民の利便性向上と広域

連携による事務の効率化の実現に向けた継続的な検討が行われている。

今後とも、県が参画する形で市町間協議の促進を図り、広域連携制度を活用した権限移譲の推進や、法定移譲事務の円滑な執行の支援に努めるとともに、その効果や課題の検証を行いながら、取組の横展開を進めるなど、市町との協働により、将来の行政サービス提供の在り方を見据えながら、広域連携の具体化に向けて取り組んでいく。

2 県との連携強化による事務執行支援

県では、これまでも市町における権限移譲事務の円滑な執行を支援するため、移譲前の研修会の開催、事務処理マニュアルの提供等を行うとともに、移譲後においても、必要に応じて研修会や県と市町の担当者間での意見交換会の実施、事務処理に係る随時の相談等の対応に努めてきた。

これまでの取組の効果を検証するため、本計画の策定に当たり、市町に対する意向調査を行ったところ、移譲事務に対する県の支援措置の拡充を求める声が挙げられている。具体的には、専門性が求められる事務に対する研修会の充実による職員のスキルアップ、処理件数が少なくノウハウの蓄積が困難な事務を処理する場合の随時の相談体制の強化や対応マニュアルの提供などの支援についての拡充が求められている。

これを受け、県では、農地法や旅券事務等において、人事異動で初めて事務を行う職員に対する研修会の充実や、生活環境の保全等の事務の個別相談窓口の強化、墓地・埋葬法等の事務の処理実例集を作成するなど、市町の具体的なニーズに応じた支援措置の拡充を図っているところである。

今後とも、事務処理特例制度を活用して権限移譲した事務に加え、法定移譲事務に対する県の支援措置等のあり方について、市町の意向を毎年度調査し、市町における事務処理上の課題解消に向けた支援に努めていく。

3 財政措置

事務処理特例条例制度を活用して市町に権限移譲した事務の処理に要する経費については、権限移譲事務交付金等により適切な財政措置を講じる。

また、財政措置の内容が市町にとってわかりやすく透明性の高いものとなるよう、引き続き、積算単価や交付金の算出内訳などの交付金額に関する情報を提示するとともに、状況の変化等により、権限移譲事務交付金の積算が市町の事務処理の実態と乖離していないかについて、不断の検証を行う。

4 人的支援

事務処理特例制度を活用して権限移譲した事務だけでなく、国の地方分権改革に伴う法定移譲事務についても、権限移譲の前後の期間において、市町からの求めに応じ、県・市町職員人事交流制度による県と市町職員の相互交流や、市町からの要請に基づく技術

職員等市町派遣制度による県の技術職員等の派遣により、市町における移譲準備や移譲後の円滑な執行など受入体制構築のための人的支援を行う。

5 権限移譲事務の検証

市町の意向を十分に伺いながら、権限移譲を行った事務の移譲の効果や課題などの検証を行い、必要に応じ、計画の柔軟な見直しを行う。

また、継続的に市町と協議を行い、新たな移譲事務の検討を進める。

さらに、市町が権限移譲を希望しているものの、法制度上の制限などにより実現できない事務・権限の検証を行い、地方分権改革に関する提案募集制度を活用して国へ法改正等を要望していくほか、法定移譲事務の執行上の課題についても検証を加え、必要に応じ、国・広域自治体・基礎自治体の役割分担の見直しを国へ働きかけていく。

IV 計画の推進体制等

県内市町が地域における行政をこれまで以上に自主的・自立的に担い、住民サービスの向上を図っていくためには、権限移譲の果たす役割は重要である。

本計画の策定に当たっては、市町に対する権限移譲事務の実態調査を実施した上で、全市町が参画する「県・市町権限移譲推進協議会」を新たに立ち上げ、権限移譲の効果や課題について検討を行うとともに、「行政経営研究会課題検討会」を設置し、県・市町権限移譲推進協議会で抽出した具体的課題の解消に向けた取組の検討を行った。

今後とも、「権限移譲推進協議会」を中心に、県・市町が連携して権限移譲の効果や課題等の検証と不断の見直しを行いながら、本計画の推進を図っていく。

1 権限移譲の効果・課題に関する検証と不断の見直し

毎年度、市町を対象に権限移譲の効果・課題を検証するための調査を実施し、その意向を踏まえ、市町間連携に向けた検討会の開催や、研修会、情報交換会、マニュアル提供などの県の支援体制の拡充等について、県・市町連携による検討を行う。

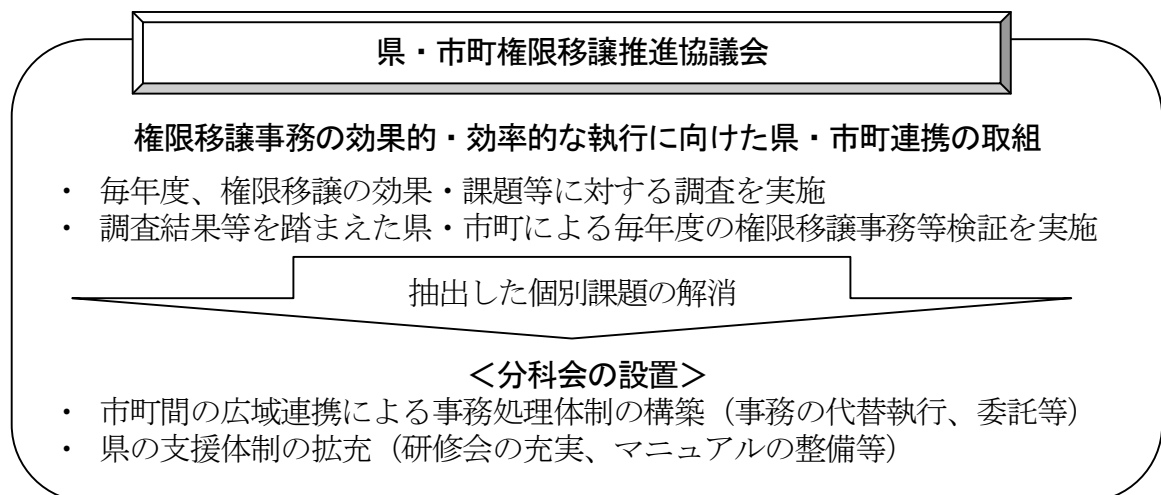
(1) 県・市町権限移譲推進協議会

毎年度、県及び全市町が参画する県・市町権限移譲推進協議会を開催し、権限移譲の効果や課題の検証を行うほか、分科会を設置し、課題等の解消に向けた具体策の検討を県・市町連携により実施していく。

(2) 個別課題の解消に向けた分科会の設置

県・市町権限移譲推進協議会で抽出された課題等を解消するため、県・市町が連携して個別課題の検討を行う分科会を市町の意向に応じて設置する。

本分科会では、本計画の策定に向けて設置した「行政経営研究会課題検討会」を発展的に継承し、市町間の広域連携による移譲事務の受入や、県の支援策の拡充等についても継続的に検討を行う。



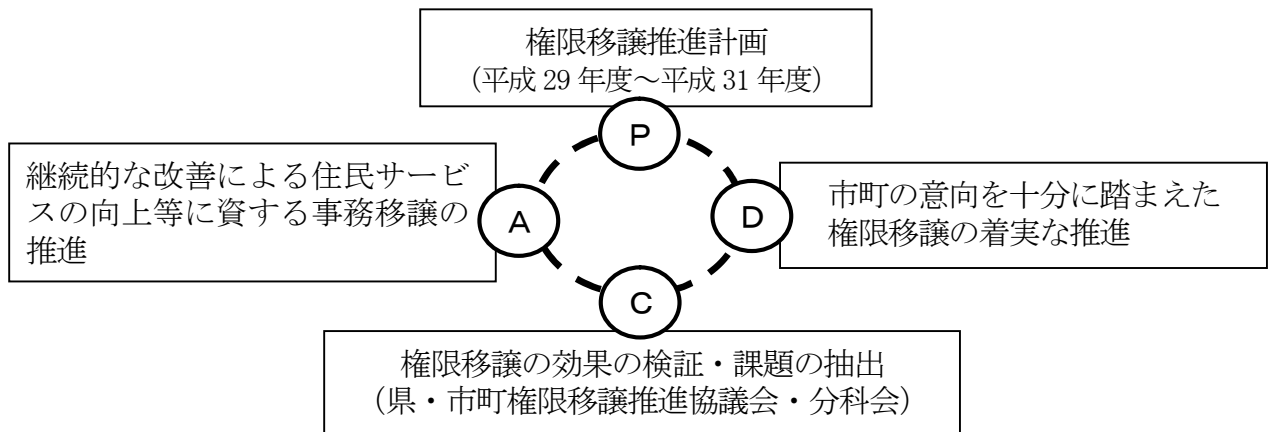
2 PDCAサイクルの確立

県内市町が地域の実情に応じ、行政運営をこれまで以上に自主的・自立的に担い、住民サービスの向上を図っていくためには、今後の地方分権改革の進展や道州制の導入までを視野に入れ、中長期的な視点も持って権限移譲を進めていく必要がある。

特に、本県は、市町への権限移譲を積極的に推進した結果、移譲対象法律数は12年連続日本一となっており、県内市町からも、事務処理の迅速化や地域の実情に即した対応が可能となったなどの評価をいただいている。

一方で、事務処理件数が少ないことによるノウハウの蓄積が困難、専門知識を備えた人材の確保が難しいなどの課題が指摘されており、市町の抱える課題の解消を図りながら、住民サービスの向上につながる「権限移譲事務の質の向上」を目指すことが重要である。

このため、「県・市町権限移譲推進協議会」や協議会の「分科会」を中心に、市町の意見を伺いながら、PDCAサイクルによる毎年度の継続的な改善を図ることにより、「権限移譲事務の質の向上」を追求していく。



3 計画の弾力的な対応

権限移譲に当たっては、事務処理に求められる専門性と、それを担保する人員体制の確保等の各市町の課題や実情、社会経済情勢の変化に伴う市町の意向などを踏まえ、柔軟に対応することが重要である。

また、広域連携による事務処理に向けた市町間の協議の進展にも的確に対応して権限移譲を推進する必要がある。

このため、本計画による移譲事務、移譲時期及び移譲対象市町については、硬直的に捉えることなく、毎年度の見直しにおいて新たな移譲事務の位置付けや、著しく非効率な事務の返上など、計画の弾力的な対応を図っていく。

V 移譲事務

計画期間中に権限移譲することについて市町と協議が調った「移譲事務」、計画策定時点では権限移譲の協議を継続することとした「協議継続事務」、市町から権限移譲の要請があった場合に権限移譲を行う「移譲候補事務」は、それぞれ次のとおりである。

1 移譲事務

計画期間中に移譲することについて市町と協議が調った「移譲事務」は、**別表1**に記載の23法令267事務とする。

<年度別の法令事務数>

年 度	法令数	事務数
平成29年度	15	174
平成30年度	8	103
平成31年度	2	9
合 計	23	267

※法令数及び事務数の合計は、年度間で重複するものを除く

<新規・拡充区分>

区分	内 容	法令数	事務数
新規	新規移譲	11	137
拡充	既移譲事務の対象市町拡大	12	130

<分野別>

分 野	法令数	事務数
まちづくり・土地利用規制	5	28
福祉・医療	4	24
生活・安全	5	43
産業振興	9	172

* 主な移譲事務

<29年度>

区分	法令名、主な事務	移譲対象市町	移譲の効果等
拡充	【企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律】 企業立地計画の承認	沼津市 富士宮市	身近な市町が事務処理を行うことで、承認を受けた企業等が希望する支援制度を受けやすくなるなど、申請者の利便性向上につながる。
拡充	【農地法】 農地転用の許可(4ha以下)等	湖西市	県の審査が省略されるため、行政手続の簡素化や事務処理の迅速化が図られ、申請者の負担軽減、利便性の向上につながる。 また、優良農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用が行われることが期待できる。

拡充	【景観法】 景観行政団体への移行	川根本町	景観計画の策定等を通じて、地域の成り立ちを踏まえ、地域資源を活かした良好な景観形成・保全を図ることが可能となる。
拡充	【中小企業等協同組合法】 事業協同組合の設立の認可及び検査	御殿場市	地域の実情に応じて事業者が一番近い市が組合を指導監督することにより、組合による自主的な経済活動を促進し、その地位の向上を図ることを通じて、地域経済の活性化に寄与することとなる。
拡充	【中小企業団体の組織に関する法律】 協業組合の設立の認可及び検査	御殿場市	地域の実情に応じて事業者が一番近い市が組合を指導監督することにより、組合による自主的な経済活動を促進し、その地位の向上を図ることを通じて、地域経済の活性化に寄与することとなる。

<30年度>

区分	法令名、主な事務	移譲対象市町	移譲の効果等
新規	【液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律】 販売事業者の登録、立入検査、事業の停止命令等	静岡市 浜松市	市消防において、消防法の規制を受ける施設と一体的に立入検査等を行うことができ、的確な現状把握が可能となることから、事故の未然防止策の強化、市民生活の安全につながる。また、申請者も身近な市で手続が可能となる。 特に同年度までに政令市に法定移譲される火薬類取締法及び高圧ガス保安法の事務と一体的に処理することで更に効果が高まることが期待される。
新規	【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】 感染症発生状況調査の指定届出機関の指定・検査	静岡市	市が費用負担をしている感染症指定医療機関に対し、医療内容に疑義が生じた際に検査を行う権限であるため、実態を把握している市が指定から検査を一体的に行うことで、より効果的な執行が可能となる。
新規	【社会福祉法】 第二種社会福祉事業(地域子育て支援拠点事業等)の開始届出等の受理、制限・停止命令	富士市 藤枝市 伊豆の国市	地域子育て支援事業等の開始に係る届出受理等の事務を、より住民に身近な基礎自治体である市が執行することで、申請者の利便性が向上し、また住民が真に必要な地域に必要な規模の事業所を設置することが促進される。
拡充	【農地法】 農地転用の許可(4ha以下)等	伊豆の国市	県の審査が省略されるため、行政手続の簡素化や事務処理の迅速化が図られ、申請者の負担軽減、利便性の向上につながる。 また、優良農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用が行われることが期待できる。
拡充	【農業振興地域の整備に関する法】 農用地区域内における開発行為の許可	伊豆の国市	市で手続が完了するので、申請者の事務負担の軽減につながるほか、農用地区域を設定し、地域における土地利用の実情を詳細に把握している市が責任を持って権限を行使することで、迅速な対応が可能となる。
拡充	【高齢者の居住の安定確保に関する法律】 終身建物賃貸借事業の認可	富士市	地域の実情を熟知する市が事務を処理することで、的確かつきめ細やかな対応が可能となり、高齢者向け住宅の円滑な整備の推進が期待される。

<31年度>

区分	法令名、主な事務	移譲対象市町	移譲の効果等
拡充	【土地区画整理法】 土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可等(都市再生機構施行)	三島市	市が窓口となることで、地域の実情に対応した、きめ細やかな指導が可能となるとともに、市のまちづくり方針に沿った判断が可能となる。また、手続き期間の短縮による事務の簡素化が期待できる。
新規	【社会福祉法】 第二種社会福祉事業(地域子育て支援拠点事業等)の開始届出等の受理、制限・停止命令	熱海市 伊東市 焼津市	地域子育て支援事業等の開始に係る届出受理等の事務を、より住民に身近な基礎自治体である市が執行することで、申請者の利便性が向上し、また住民が真に必要な地域に必要な規模の事業所を設置することが促進される。

2 協議継続事務

計画策定時点では権限移譲に向けた協議を継続することを確認し、県と市町の協議が調った段階で権限移譲を行う「協議継続事務」は、**別表2**のとおり、24 法令 372 事務とする。

3 移譲候補事務

市町が処理することが適切であると県が判断し、市町から権限移譲の受入れの申出があった場合には、両者で協議の上、移譲年度をはじめとした具体的事項を定めて権限移譲を行う「移譲候補事務」は、**別表3**のとおり、101 法令 1, 181 事務とする。

<権限移譲の手順>

- ① 県は、毎年度当初に関係市町に対して「移譲事務」一覧どおりに権限移譲をすることの確認を行う。加えて、「協議継続事務」については該当市町を対象に、また、「移譲候補事務」については全市町を対象に移譲希望を照会し、希望がある市町と協議・調整の上、移譲事務の内容や移譲年度等を決定するものとする。併せて、計画の一覧に記載のない事務についても移譲希望がないか確認するものとする。
- ② 県は、市町との間で権限移譲を行うことを確認した事務について、研修会の開催、マニュアルの提供など、円滑な事務の引継に向けて必要となる支援等を行うものとする。
- ③ 県は、①及び②により権限移譲を行うこととした事務について、「静岡県事務処理の特例に関する条例」に定めて権限移譲を行うものとする。なお、移譲時期は、原則として協議・調整年度の翌年度の4月1日とする。

移譲事務一覧

別表1

■ 平成29年度移譲事務

法令名	条項	主な事務の内容	対象市町	県担当課
統計法施行令	別表第1の2の項 第3欄 第1号	(住宅・土地統計調査) 統計調査員の設置	静岡市 浜松市	政策企画部 統計調査課
	別表第1の2の項 第3欄 第2号	(住宅・土地統計調査) 調査票の配布		
	別表第1の2の項 第3欄 第3号	(住宅・土地統計調査) 調査票の取集		
	別表第1の2の項 第3欄 第4号	(住宅・土地統計調査) 統計法第15条第1項の規定による立入検査等その他の調査の実施及び当該調査の結果に基づき調査票の作成		
	別表第1の2の項 第3欄 第7号	(住宅・土地統計調査) 調査票への必要な事項の記入		
	別表第1の4の項 第3欄 第1号	(就業構造基本調査) 統計調査員の設置		
	別表第1の4の項 第3欄 第2号	(就業構造基本調査) 調査票の配布		
	別表第1の4の項 第3欄 第3号	(就業構造基本調査) 調査票の取集		
	別表第1の4の項 第3欄 第6号	(就業構造基本調査) 調査票への必要な事項の記入		
	別表第1の5の項 第3欄 第1号	(全国消費実態調査) 統計調査員の設置(世帯員の収入及び支出の調査に係る事務を除く)		
	別表第1の5の項 第3欄 第3号	(全国消費実態調査) 調査票の配布(世帯員の収入及び支出の調査に係る事務を除く)		
	別表第1の5の項 第3欄 第4号	(全国消費実態調査) 調査票の取集(世帯員の収入及び支出の調査に係る事務を除く)		
	別表第1の5の項 第3欄 第7号	(全国消費実態調査) 調査票への必要な事項の記入(世帯員の収入及び支出の調査に係る事務を除く)		
	建築基準法	第60条の3第1項第3号		
津波防災地域づくりに関する法律	第82条	特別警戒区域内における特定建築行為の許可に係る申請書の受付	焼津市、熱海市、伊東市、磐田市、掛川市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、吉田町	くらし・環境部 建築安全推進課
	第86条第1項(法第87条第1項における準用を含む)	特別警戒区域内における特定建築行為の許可に係る知事が第82条の許可の処分をしたときの許可証の交付又は知事が不許可の処分をしたときの通知書の通知(変更に係る申請に対する処分を含む)		
	第87条第1項	特別警戒区域内における特定建築行為の変更の許可に係る申請書の受付		
	第87条第4項	特別警戒区域内における特定建築行為に係る制限用途以外の用途の建築物又は軽微な変更該当するときの変更の届出に係る届出書の受付		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第12条第1項	建築物エネルギー消費性能確保計画の提出に係る計画書の受付	全市町(特定行政庁を除く)	くらし・環境部 建築安全推進課
	第12条第2項	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の提出に係る変更計画書の受付		
	第12条第3項	建築物エネルギー消費性能確保計画(変更を含む)の提出に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の手交		
	第13条第2項	建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に係る通知書の受付		
	第13条第3項	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の通知に係る変更計画書の受付		
	第13条第4項	建築物エネルギー消費性能確保計画(変更を含む)の通知に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の手交		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第11条	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付に係る申請書の受付	全市町(特定行政庁及び限定特定行政庁を除く)	くらし・環境部 建築安全推進課
	第29条	建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付に係る申請書の受付		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第19条第1項	建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画(計画変更を含む)の届出に係る届出書の受付	全市町(特定行政庁及び限定特定行政庁を除く)	くらし・環境部 建築安全推進課
	第20条第2項	建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画(計画変更を含む)の通知に係る通知書の受付		
	第29条第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る申請書の受付		
	第31条第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る申請書の受付		
	第36条第1項	建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に係る申請書の受付		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第25条第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画を知事が認定した旨の通知に係る通知書の手交	全市町(限定特定行政庁)	くらし・環境部 建築安全推進課
	第28条第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を知事が認定した旨の通知に係る通知書の手交		
	第31条第1項	既存建築物のエネルギー消費性能に係る認定の結果の通知に係る通知書の手交		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第19条第1項	建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画(計画変更を含む)の届出に係る届出書の受付(4号建築物以外に限る)	全市町(限定特定行政庁)	くらし・環境部 建築安全推進課
	第20条第2項	建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画(計画変更を含む)の通知に係る通知書の受付(4号建築物以外に限る)		
	第29条第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る申請書の受付(4号建築物以外に限る)		
	第31条第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る申請書の受付(4号建築物以外に限る)		
	第36条第1項	建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に係る申請書の受付(4号建築物以外に限る)		

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第25条第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画を知事が認定した旨の通知に係る通知書の手交(4号建築物以外に限る)		
	第28条第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を知事が認定した旨の通知に係る通知書の手交(4号建築物以外に限る)		
	第31条第1項	建築物のエネルギー消費性能に係る認定の通知に係る通知書の手交(4号建築物以外に限る)		
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	第14条第1項	企業立地計画の承認(2以上の市町の区域にまたがる企業立地又は事業高度化を行うとする特定事業者にかかるものを除く。以下同じ)	沼津市 富士宮市	経済産業部 企業立地推進課
	第15条第1項	企業立地計画の変更の承認		
	第15条第2項	企業立地計画の承認の取消し		
	第16条第1項	事業高度化計画の承認		
	第17条第1項	事業高度化計画の変更の承認		
	第17条第2項	事業高度化計画の承認の取消し		
	第23条	承認企業立地計画事業者等からの報告の徴収		
	第23条	承認企業立地計画事業者等からの報告の徴収		
中小企業等協同組合法	第9条の2第7項ただし書	共済事業を行う組合のうち、その組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの等が、共済事業及びこれに附帯する事業以外の事業を行う場合の承認	御殿場市	経済産業部 経営支援課
	第9条の2の3第1項及び第2項(第9条の9第5項において準用する場合を含む。)	事業協同組合等(協同組合連合会を含む)が所有する施設を用いて行っている事業の組合員以外の事業の利用について、主務省令で定めるところにより、員外利用の限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させる特例の認可及びその取り消し		
	第9条の6の2第1項(法第9条の9第5項において準用する場合を含む。)	共済事業を行う組合(協同組合連合会を含む)が主務省令で定めるところにより定めた共済規程の認可		
	第9条の6の2第4項(法第9条の9第5項において準用する場合を含む。)	共済事業を行う組合(協同組合連合会を含む)の共済規程の変更及び廃止の認可		
	第9条の7の5第1項(法第9条の9第5項において準用する場合を含む。)	共済事業を行う組合(協同組合連合会を含む)の共済代理店に対する、業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出の命令、又は職員の仕事所への立入、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査、若しくは関係者に対する質問		
	第9条の7の5第1項(法第9条の9第5項において準用する場合を含む。)	共済事業を行う組合(協同組合連合会を含む)の共済代理店に対する業務の運営の改善に必要な措置命令		
	第9条の7の5第1項(法第9条の9第5項において準用する場合を含む。)	共済事業を行う組合(協同組合連合会を含む)の共済代理店に対する登録取消し又は業務停止命令		
	第9条の9第4項ただし書	共済事業を行う協同組合連合会のうち、その会員たる組合の組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの等が共済事業等以外の事業を行う場合の承認		
	第27条の2第1項	事業協同組合等を設立しようとする発起人から主務省令に定めるところにより提出を受けた設立の認可		
	第35条の2	事業協同組合等役員の氏名等に変更があった場合の変更の届出の受付		
	第48条(第42条第8項(第55条第6項において準用する場合を含む。)、第55条第6項及び第69条において準用する場合を含む。)	総代会等を請求したにもかかわらず、理事がその手続きをしなかった場合の臨時総会の招集の承認		
	第51条第2項	定款の変更がある場合の定款変更の認可		
	第57条の5ただし書	共済事業を行う組合及び共済事業を行う組合以外の組合であって組合員の総数が政令で定める基準を超えるものが、余裕金の運用を同条で定めた方法以外で運用する場合の認可		
	第58条の4	特定共済組合等の経営の健全性を判断するための基準として、共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等の制定		
	第58条の7第2項	共済計理人が理事会に提出した意見書(写し)の行政庁への提出の受付		
	第58条の7第3項	共済計理人が提出した意見書(写し)についての説明及び意見の要求		
	第58条の8	共済計理人が、この法律又はこの法律に基づいてする行政庁の処分違反したときの当該組合に対する共済計理人の解任の命令		
	第62条第2項	事業協同組合等が解散する場合の解散届の受付		
	第66条第1項	事業協同組合等が合併する場合の合併の認可		
	第96条第5項	法令等に違反した場合に組合等へ解散を命じたときに行う解散の登記の嘱託		
	第104条第1項	組合等の業務等が法令等に違反し、又は組合等の運営が著しく不当であると思料する組合員等の不服の申出の受付		
	第105条第1項及び第2項	組合員等が、組合等の業務等が法令等に違反する疑いがあることを理由にして行う検査請求の受付及び組合等の検査		
	第105条の2第1項	事業協同組合等が毎事業年度提出する事業報告書、貸借対照表、損益計算書等決算関係書類の受付		
	第105条の2第2項	会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合、当該組合が作成する当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類の行政庁への提出の受付		
	第105条の3第1項	組合等の組合員、役員等一般的な状況に関する報告であって組合等に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの徴収		
	第105条の3第2項	組合等の運営が著しく不当であると認められる場合における、その組合等からの業務又は会計に関する必要な報告の徴収		
	第105条の3第3項	必要があると認められる場合における、共済事業を行う組合に対する業務又は財産に関する報告又は資料の提出の要求		

	第105条の3第4項	特に必要があると認められる場合における、共済事業を行う組合の子会社等又は共済代理店に対して、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出の要求		
	第105条の4第1項	組合等の業務等が法令等に違反し、又は組合等の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときに行う組合等業務等の検査		
	第105条の4第2項	必要があると認められる場合における、共済事業を行う組合の事務所その他施設への立入、業務若しくは財産の状況に関する質問、又は帳簿書類その他の物件の検査		
	第105条の4第4項	立入、質問又は検査を行う場合、特に必要と認めるときに組合の子会社等若しくは共済代理店の施設への立入、当該組合に対する質問若しくは検査に必要な事項に関する質問又は帳簿書類その他の物件の検査		
	第106条第1項	業務又は会計に関する必要な報告を徴収した場合や検査した場合において法令等の違反、組合等の運営が著しく不当であると認められた場合に組合等に対して行う必要な措置を採るべき旨の命令		
	第106条第2項	必要な措置を採るべき旨の命令に違反し、又は正当な理由なく事業の開始をせず、又は停止していると認められた場合に行う組合等への解散命令		
	第106条第3項	組合等の代表者が欠け、又は所在が知れない場合に行う解散命令の通知に代わる官報への掲載		
	第106条の2第1項	共済事業を行う組合に対する定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更の命令		
	第106条の2第2項	共済事業を行う組合に対する改善計画の提出の請求、若しくは改善計画の変更の命令、又は当該組合の業務の全部若しくは一部の停止の命令、若しくは監督上必要な措置の命令		
	第106条の2第4項	共済事業を行う組合の財産の状況が著しく悪化した場合等における認可の取消		
	第106条の2第5項	共済事業を行う組合が法令等に違反した場合等における業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解任の命令若しくは認可の取消		
	第106条の3	共済事業を行う組合の行政庁への届出受付		
中小企業等協同組合法施行規則	第144条第1項第2号	共済事業を行う組合の支払準備金として積立てなければならない金額の設定		
	第145条第5項	共済事業を行う組合における異常危険準備金の積立て及び取崩しに関する基準の制定		
	第149条第1項第4号及び第5号並びに同項第6号の規定による同項第1号から第5号までに準ずる	特定共済組合等の経営の健全性を判断するための基準に用いる出資の総額等の不算入額の設定		
	第150条	特定共済組合等の経営の健全性を判断するための基準に用いる共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額の設定		
	第169条第2項	共済事業を行う組合の説明書類の公衆縦覧開始の延期の承認		
	第187条第3項	組合等の決算関係書類の提出遅延の承認		
	第192条第1項	特定共済組合等の支払余力比率を改善するための合理的と認められる計画の受付		
	第192条第2項	特定共済組合等の貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎とした額の算式の設定(資産の部に計上されるべき金額が上回る場合の取扱い)		
	第192条第3項	特定共済組合等の貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎とした額の算式の設定(資産の部に計上されるべき金額が下回る場合の取扱い)		
中小企業団体の組織に関する法律	第5条の7第2項	協業組合が需給構造等経済事情が著しく変化したために事業の転換を行う必要が生じた場合に行う事業転換の認可	御殿場市	経済産業部 経営支援課
	第5条の17第1項	協業組合を設立しようとする発起人から主務省令に定めるところにより提出を受けた設立の認可		
	第5条の22	公正取引委員会が行う協業組合が不当に対価を引き上げることとなると認められた場合に行う必要な報告の徴収又は検査の請求に対する受付		
	第5条の23第3項において準用する協同組合法第35条の2	協業組合の役員等の氏名等に変更があった場合の変更の届出の受付		
	第5条の23第3項において準用する協同組合法第48条(同条第4項において準用する協同組合法第69条において準用する場合を含む)	協業組合において臨時総会を請求したにもかかわらず、理事がその手続きをしなかった場合の臨時総会の招集の承認		
	第5条の23第3項において準用する協同組合法第51条第2項	協業組合において定款の変更がある場合の定款変更の認可		
	第5条の23第3項において準用する協同組合法第57条の5ただし書	協業組合において共済事業を行う組合及び共済事業を行う組合以外の組合であつて組合員の総数が政令で定める基準を超えるものが、余裕金の運用を同項で定めた方法以外で運用する場合の認可		
	第5条の23第4項において準用する協同組合法第62条第2項	協業組合が解散する場合の解散届の受付		
	第5条の23第4項において準用する協同組合法第66条第1項	協業組合が合併する場合の合併認可		
	第5条の23第5項において準用する協同組合法第96条第5項	法令等に違反した場合に協業組合へ解散を命じたときに行う解散の登記の囑託		
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第104条第1項	協業組合の業務等が法令等に違反し、又は組合運営が著しく不当であると認料する組合員等の不服の申出の受付		

	第5条の23第6項において準用する協同組合法第105条第1項及び第2項	協業組合の組合員等が、その業務等が法令等に違反する疑いがあることを理由にして行う検査請求の受付及び協業組合の検査		
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第105条の2第1項	協業組合が毎事業年度に提出する事業報告書、貸借対照表、損益計算書等決算関係書類の受付		
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第105条の3第1項	協業組合の組合員、役員等一般的な状況に関する報告であって組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの徴収		
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第105条の3第2項	協業組合の運営が著しく不当であると認められる場合における、その組合からの業務又は会計に関する必要な報告の徴収		
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第105条の4第1項	協業組合の業務等が法令等に違反し、又は組合運営が著しく不当である疑いがあると認めるときに行う組合業務等の検査		
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第106条第1項	協業組合の業務又は会計に関する必要な報告を徴収した場合や検査した場合において法令等の違反、協業組合運営が著しく不当であると認められた場合に組合に対して行う必要な措置を採るべき旨の命令		
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第106条第2項	必要な措置を採るべき旨の命令に違反し、又は正当な理由なく事業の開始をせず、又は停止していると認められた場合に行う協業組合への解散命令		
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第106条第3項	協業組合の代表者が欠け、又は所在が知れない場合に行う解散命令の通知に代わる官報への掲載		
	第95条第4項及び第7項（事業協同組合及び事業協同小組合にあってはその地区が県全域であるものに係るものを除き、企業組合にあってはその主たる事務所がその市町の区域内にあるものに係るものに限る。）	事業協同組合等が協業組合に組織変更しようとするときの認可及び組織変更届の受付		
	第100条の11	事業協同組合、企業組合の株式会社への組織変更届の受付		
	第100条の11（協業組合に係るもの及び事業協同組合にあってはその地区が県全域であるものに係るものを除き、企業組合にあってはその主たる事務所がその市町の区域内にあるものに係るものに限る。）	事業協同組合、企業組合、協業組合が株式会社に組織変更したときの届出の受付		
中小企業団体の組織に関する法律施行規則	第90条第2項	協業組合の決算関係書類の提出遅延の承認		
森林組合法	第10条第4項	省令で定める軽微な事項に係る信託規程の変更の届出の受付	静岡市	経済産業部 林業振興課
	第19条第4項	省令で定める軽微な事項に係る共済規程の変更の届出の受付	浜松市	
	第24条第4項	省令で定める軽微な事項に係る林地処分事業実施規程の変更の届出の受付		
	第26条の3第1項	森林経営規程の承認		
	第26条の3第3項	森林経営規程の変更又は廃止の承認		
	第26条の3第4項	省令で定める軽微な事項に係る森林経営規程の変更の届出の受付		
	第100条の8第1項	株式会社への組織変更の認可		
	第100条の8第2項において準用する法第78条第2項	株式会社への組織変更に関する報告書提出の要求		
	第100条の8第2項において準用する法第80条第1項	株式会社への組織変更の認可又は不認可の通知		
	第100条の8第2項において準用する法第80条第2項	株式会社への組織変更の認可に関する証明		
	第100条の16	合同会社への組織変更の認可		
	第100条の18において準用する法第100条の8第2項において準用する法第78条第2項	合同会社への組織変更に関する報告書提出の要求		
	第100条の18において準用する法第100条の8第2項において準用する法第80条第1項	合同会社への組織変更の認可又は不認可の通知		
	第100条の18において準用する法第100条の8第2項において準用する法第80条第2項	合同会社への組織変更の認可に関する証明		
	第100条の22第1項	認可地縁団体への組織変更の認可		
	第100条の22第2項	認可地縁団体への組織変更の認可をしようとするときの市町村長への協議		
	第100条の22第3項	認可地縁団体への組織変更の認可をしたときの市町村長への通知		
	第100条の24において準用する法第100条の8第2項において準用する法第78条第2項	認可地縁団体への組織変更に関する報告書提出の要求		

	第100条の24において準用する法第100条の8第2項において準用する法第80条第1項	認可地縁団体への組織変更の認可又は不認可の通知		
	第100条の24において準用する法第100条の8第2項において準用する法第80条第2項	認可地縁団体への組織変更の認可に関する証明		
分収林特別措置法	第7条	分収林契約の変更の届出の受理	静岡市	経済産業部 森林整備課
	第11条第1項	分収林契約の契約条項の変更の承認	浜松市	
屋外広告物条例	第7条第2項	違反広告物の設置者等が確知できない場合の略式代執行(法第28条の規定により、法及び静岡県屋外広告物条例に基づく事務から法及び景観行政団体である市町が制定する条例に基づく事務に移行)	伊豆の国市	交通基盤部 景観まちづくり課
	第7条第3項	措置命令違反に対する代執行(法第28条の規定により、法及び静岡県屋外広告物条例に基づく事務から法及び景観行政団体である市町が制定する条例に基づく事務に移行)		
	第7条第4項	簡易広告物の除却(法第28条の規定により、法及び静岡県屋外広告物条例に基づく事務から法及び景観行政団体である市町が制定する条例に基づく事務に移行)		
	第8条第1項	除却した広告物の保管(法第28条の規定により、法及び静岡県屋外広告物条例に基づく事務から法及び景観行政団体である市町が制定する条例に基づく事務に移行)		
	第8条第2項	保管した広告物に係る公示(法第28条の規定により、法及び静岡県屋外広告物条例に基づく事務から法及び景観行政団体である市町が制定する条例に基づく事務に移行)		
	第8条第3項	保管した広告物の評価、売却及び代金保管(法第28条の規定により、法及び静岡県屋外広告物条例に基づく事務から法及び景観行政団体である市町が制定する条例に基づく事務に移行)		
	第8条第4項	保管した広告物の廃棄(法第28条の規定により、法及び静岡県屋外広告物条例に基づく事務から法及び景観行政団体である市町が制定する条例に基づく事務に移行)		
農地法	第4条第1項	農地転用の許可(2ha超え4ha以下)	湖西市	交通基盤部 農地利用課
	第4条第8項	国・県が行う農地転用に係る協議(2ha超え4ha以下)(法第4条第9項の意見の聴取を含む)		
	第5条第1項	農地転用のための権利移動の許可(2ha超え4ha以下)		
	第5条第4項	国・県が行う農地転用のための権利移動の許可に係る協議(2ha超え4ha以下)(法第5条第5項において準用する法第4条第9項の意見の聴取を含む)		
	第18条第1項	農地の賃貸借の解約等の許可(法第18条第3項の意見の聴取を含む)		
	法第38条第1項(法第43条第2項において準用する場合を含む)	所有者が明らかな(所有者等で知れているもの持ち分が1/2を超える場合も含む)遊休農地に係る農地中間管理権設定に関する裁定の申請があった場合の公告・通知		
	第39条第1項	遊休農地に係る農地中間管理権を設定すべき裁定(法第39条第4項の意見の聴取を含む)		
	第40条第1項	裁定をした旨の通知・公告(法第43条第2項において準用する場合の法第43条第3項の通知、公告を含む)		
	第49条第1項	立入調査等(2ha超え4ha以下の農地転用に係るものに限る)(法第49条第3項の通知及び公示を含む)		
	第50条	農業委員会又は県ネットワーク機構の報告の要求(2ha超え4ha以下の農地転用に係るものに限る)		
	第51条第1項	違反転用に対する処分(2ha超え4ha以下の違反転用案件に限る)		
	第51条第3項	違反転用に係る原状回復等の措置及び公告(2ha超え4ha以下の違反転用案件に限る)(法第51条第4項の規定により負担させる費用の徴収を含む)		
景観法	第7条第1項	景観行政団体【法令任意】	川根本町	交通基盤部 景観まちづくり課

■ 平成30年度移譲事務

法令名	条項	主な事務の内容	対象市町	県担当課
児童福祉法施行規則	第36条の41第1項	養育里親希望者からの里親認定申請に係る申請書の受付	清水町 東伊豆町	健康福祉部 こども家庭課
	第36条の47	里親認定申請に係る申請書の受付(養子縁組によって里親となることを希望する者からの申請に限る)		
農地法	第4条第1項	農地転用の許可(4ha以下)	伊豆の国市	交通基盤部 農地利用課
	第4条第8項	国又は県が農地転用する場合の協議(4ha以下)		
	第5条第1項	農地等の転用のための権利移動の許可(4ha以下)		
	第5条第4項	国又は県が農地等の転用のために権利移動する場合の協議(4ha以下)		
	第18条第1項	農地等賃貸借の解約等の許可		
	法第38条第1項(法第43条第2項において準用する場合を含む)	遊休農地に係る農地中間管理権設定に関する裁定申請があった場合の公告・通知		
	第39条第1項	遊休農地に係る農地中間管理権を設定すべき旨の裁定		
	第40条第1項	遊休農地に係る農地中間管理権を裁定した旨の通知・公告		
	第49条第1項	法律による買収その他の処分をするために必要があるときの立入調査・測量並びに調査等の障害となる竹木等の除去若しくは移転		
	第50条	法律を施行するために必要があるときの土地の状況等に関する報告の要求		
	第51条第1項	違反転用に対する現状回復等の措置を講ずることの命令		
第51条第3項	違反転用に対する現状回復等の措置を講じないときの自らの措置・措置に要する費用の徴収の公告			
農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2第1項	農用地区域内における開発行為の許可	伊豆の国市	交通基盤部 農地利用課
	第15条の2第8項	国・地方公共団体が農用地区域内にて開発許可を行おうとする場合に係る知事への協議		
	第15条の3	農用地区域内における開発行為に違反した場合の中止・復旧の命令		

	第15条の4第1項	農用地区域外における開発行為についての勧告		
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第52条	終身建物質賃借事業の認可	富士市	くらし・環境部 住まいづくり課
	第55条(第56条第2項、第69条第2項における準用も含む)	終身建物質賃借事業の認可(変更、取り消しを含む)をしたときの事業者に対する通知		
	第56条第1項	事業の変更の認可		
	第58条第1項	終身建物質賃借の解約の承認		
	第65条	認可事業者に対する助言及び指導		
	第66条	認可事業者からの報告の要求		
	第67条第3項	認可事業に係る地位の承継の承認		
	第68条	基準に適合して認可住宅の管理を行っていないときの認可事業者に対する改善命令		
	第69条第1項	事業認可の取り消し		
	第70条第1項	事業の廃止の届出の受付		
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第14条第1項	感染症発生状況調査の指定届出機関の指定	静岡市	健康福祉部 疾病対策課
	第14条第5項	感染症発生状況調査の指定届出機関の指定の取消し		
	第43条第1項	公費負担医療に係る感染症指定医療機関に対する報告の請求及び検査	静岡市 浜松市	
	第43条第2項	公費負担医療に係る感染症指定医療機関に対する診療報酬支払の一時差止め		
社会福祉法	第69条第1項	第二種社会福祉事業の開始の届出の受理 (地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る)	富士市 藤枝市 伊豆の国市	健康福祉部 こども未来課
	第69条第2項	第二種社会福祉事業の変更届、廃止届の受理 (地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る)		
	第70条第1項	社会福祉事業を営業者からの報告の徴収及び調査 (地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る)		
	第72条第1項	報告の徴収等に応じなかったことによる社会福祉事業を営業者に対する事業の制限・停止命令 (地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る)		
	第72条第2項	適切な利用契約事務を行わなかったことによる社会福祉事業を営業者に対する事業の制限・停止命令 (地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る)		
	第72条第3項	届出を行わずに事業を営業者に対する事業の制限・停止命令 (地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る)		
液化石油ガス法	第3条第1項	販売事業者の登録	静岡市 浜松市	危機管理部 消防保安課
	第3条の2第1項	販売事業者登録簿への登録		
	第3条の2第2項	販売事業者登録の通知		
	第3条の2第3項	販売事業者登録簿謄本の交付又は閲覧の提供		
	第4条第1項	販売事業者の登録の拒否		
	第4条第2項	販売事業者の登録の拒否の通知		
	第6条	登録行政庁等の変更の届出の受理		
	第8条	販売所等の変更の届出の受理		
	第10条第3項	販売事業者等の地位承継届出の受理		
	第13条第2項	災害の発生の防止に関する必要な措置命令		
	第14条第2項	一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令		
	第16条第3項	貯蔵施設等に関する技術上の基準等への適合命令		
	第16条の2第3項	供給設備に係る技術基準適合命令		
	第19条第2項	業務主任者の選・解任の届出の受理		
	第21条第2項	業務主任者代理者の選・解任の届出の受理		
	第22条	業務主任者等の解任の命令		
	第23条	販売事業の廃止の届出の受理		
	第25条	事業の休止等による販売事業者の登録の取消し		
	第26条	販売事業者の登録の取消し又は事業の停止命令		
	第26条の2	販売事業者の登録の消除		
	第29条第1項	保安機関の認定		
	第32条第1項	保安機関の認定の更新		
	第33条第1項	保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可等		
	第33条第2項	一般消費者等の数の減少の届出の受理		
	第34条第3項	保安業務の実施又は方法の改善の命令		
	第35条第1項	保安業務規定の認可等		
	第35条第3項	保安業務規程の変更の命令		
	第35条の2	保安機関の認定基準適合命令		
	第35条の3	保安機関の認定の取消し		
	第35条の4	保安機関の認定行政庁変更、保安機関の変更、承継、廃止の届出(第6条ほかを準用)		
	第35条の5	消費設備に係る基準適合命令		
	第35条の6第1項	認定液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定		
	第35条の7	認定液化石油ガス販売事業者販売契約等に係る一般消費者数の報告の受理		
	第35条の10第1項	認定液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定の取消し		
	第35条の10第2項	認定液化石油ガス販売事業者への報告の催告及び認定の取消し		
	第36条第1項	貯蔵施設等の設置の許可		
	第37条の2第1項	貯蔵施設等の位置等の変更の許可		

	第37条の2第2項	貯蔵施設の撤去の届出の受理	
	第37条の3第1項	貯蔵施設の完成検査	
	第37条の3第2項	協会等が行う貯蔵施設等の完成検査受検の届出の受理	
	第37条の3第3項	協会等が行う貯蔵施設等の完成検査の結果報告の受理	
	第37条の4第1項	充てん設備の許可	
	第37条の4第3項	充てん設備の変更許可(第37条の2を準用)、充てん設備の撤去等の届出の受理等(第37条の2第2項を準用)	
	第37条の4第4項	充てん設備完成検査(第37条の3第1項を準用)、協会等が行う充てん設備の完成検査受検の届出の受理(第37条の3第1項ただし書を準用)、協会等が行う充てん設備の完成検査の報告の受理(第37条の3第2項を準用)	
	第37条の5第3項	充てん設備の修理等の命令	
	第37条の6第1項	充てん設備における保安検査	
	第37条の6第2項	協会等が行う充てん設備の保安検査受検の届出の受理	
	第37条の6第3項	協会等が行う充てん設備の保安検査の報告の受理	
	第37条の7第1項	貯蔵施設、特定供給設備、充てん設備の許可の取消し又は使用停止命令	
	第37条の7第2項	特定供給設備の使用停止に伴う一般消費者等への通知	
	第38条の10第1項	特定液化石油ガス設備工事事業の届出の受理	
	第38条の10第2項	特定液化石油ガス設備工事事業の変更等の届出の受理	
	第82条第1項	販売事業者、保安機関等に対する報告の徴収	
	第82条第2項	充てん事業者に対する報告の徴収	
	第83条第1項	液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務所等に係る立入り、検査又は質問	
	第83条第3項	液化石油ガス販売事業者等への立入検査等	
	第83条第4項	保安機関への立入検査等	
	第87条第1項	通報の受理及び通報	
	第87条第2項	消防長等からの必要な措置の要請の受理	
	第88条第2項	保安の確保の方法認定又は取消しの公示	
	第90条	販売事業の停止命令等をしようとするときに聴聞を行うこと	
液化石油ガス法施行規則	第132条	液化石油ガス販売事業者等からの報告の受理	

■ 平成31年度移譲事務

法令名	条項	主な事務の内容	対象市町	県担当課
土地区画整理法	第76条第1項	土地区画整理事業施行地区内における土地の形質の変更等の許可(都市再生機構、地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る)	三島市	交通基盤部 景観まちづくり課
	第76条第4項	土地区画整理事業施行地区内における原状回復等の命令(都市再生整備機構、地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る)		
	第76条第5項	土地区画整理事業施行地区内における原状回復等の措置(都市再生整備機構、地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る)		
社会福祉法	第69条第1項	第二種社会福祉事業の開始の届出の受理(地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る)	熱海市 伊東市 焼津市	健康福祉部 こども未来課
	第69条第2項	第二種社会福祉事業の変更届、廃止届の受理(地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る)		
	第70条第1項	社会福祉事業を営業者からの報告の徴収及び調査(地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る)		
	第72条第1項	報告の徴収等に応じなかったことによる社会福祉事業を営業者に対する事業の制限・停止命令(地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る)		
	第72条第2項	適切な利用契約事務を行なわなかったこと等による社会福祉事業を営業者に対する事業の制限・停止命令(地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る)		
	第72条第3項	届出を行わずに事業を営業者に対する事業の制限・停止命令(地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る)		

■ 移譲市町拡大事務（県内市町で既に移譲実績のある事務の未移譲市町への拡大）

法令名	代表条項	主な事務の内容	事務数	協議対象市町	県担当課
食品表示法	第6条第1項 第6条第5項	食品関係事業者等に対する表示事項の表示の指示指示に係る措置をとらなかった者に対する措置命令	7	御前崎市	健康福祉部 衛生課
食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令	第5条第3項	各種報告			
特定非営利活動促進法	第10条第1項 第29条第1項	特定非営利活動法人の設立の認証 事業報告書の受理等	32	富士宮市、三島市、御殿場市、裾野市、小山町	くらし・環境部 県民生活課
特定非営利活動促進法施行条例	第4条第2項	閲覧書類の受付			
農地法	第4条第1項 第5条第1項	農地転用の許可(4ha以下) 農地等の転用を伴う権利移動の許可(4ha以下)	13	菊川市、御前崎市	交通基盤部 農地利用課
水産業協同組合法	第15条の2第1項 第63条第1項	共済規程の認可 水産業協同組合の設立の認可	64	富士宮市	経済産業部 水産振興課 組合検査課
土地区画整理法	第4条第1項	土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可(都市再生機構施行)	3	磐田市	交通基盤部 景観まちづくり課
	第76条第1項	個人施行による土地区画整理事業の認可(5ha未満の事業に限る)	56	南伊豆町	
都市計画法	第29条第1項	都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為の許可	10	南伊豆町	交通基盤部 土地対策課
都市計画法施行令	第36条第1項3号ホ	開発審査会への付議			
都市計画法施行規則	第38条第7項	開発登録等閲覧所の設置			
国土利用計画法	第23条第1項	土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出の受理	9	南伊豆町	交通基盤部 土地対策課

■ 本県未移譲法令事務（他県において移譲実績のある本県未移譲法令の事務）

法令名	代表条項	主な事務の内容	事務数	協議対象市町	県担当課
公有水面埋立法	第2条第1項 第3条第2項等	埋立ての免許 埋立ての免許等の出願に係る告示、縦覧、意見の聴取(市町管理漁港の区域に限る)	66	牧之原市	交通基盤部 港湾企画課
公有水面埋立法施行令	第1条第1項	出願主義の変更の届出の受理(市町管理漁港の区域に限る)			
小売商業調整特別措置法	第15条 第16条の3	紛争のあっせん・調停の受付 調整の勧告	39	御殿場市	経済産業部 地域産業課
小売商業調整特別措置法施行令	第4条	小売市場開設者の地位を継承した者等に対する関係書類の閲覧			
社会福祉法	第69条第1項	第二種社会福祉事業の開始の届出の受理(地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に應ずる事業(利用者支援事業)に限る)	6	裾野市	健康福祉部 こども未来課
新住宅市街地開発法	第34条第3項	新住宅市街地開発事業の完了・公告後に新住宅市街地開発事業が施行された土地である旨を表示した標識の設置	2	静岡市	交通基盤部 景観まちづくり課
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(国民年金法等一部改正法)	第45条第1項	精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受付	11	磐田市	健康福祉部 精神保健福祉センター
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第1項	精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備			
大規模小売店舗立地法	第5条第1項	新設届出事務(受付、公告・縦覧、意見聴取、県意見、勧告、公表等)	37	藤枝市、御殿場市	経済産業部 地域産業課
大規模小売店舗立地法施行規則	第5条	大規模小売店舗の新設に関する届出の公告			
中心市街地の活性化に関する法律	第37条 第65条	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の設定	8	藤枝市、御殿場市	経済産業部 地域産業課

■ 既移譲法令新規移譲事務（本県において既移譲法令の未移譲事務）

法令名	代表条項	主な事務の内容	事務数	協議対象市町	県担当課
麻薬及び向精神薬取締法	第29条 第50条の38第1項	麻薬の廃棄の立会い 麻薬取扱者等に係る報告の徴収、立入検査、質問、収去	2	静岡市、浜松市	健康福祉部 薬事課
覚せい剤取締法	第22条の2 第32条第1項	覚せい剤の廃棄の立会い 覚せい剤製造業者の製造所等に対する立入検査、収去、質問	7	静岡市、浜松市	健康福祉部 薬事課

移譲候補事務一覧

■ 移譲市町拡大事務（県内市町で既に移譲実績のある事務の未移譲市町への拡大）

法令名	代表条項	主な事務の内容	県が想定する移譲対象市町	事務数	県担当部局
食品表示法	第6条第1項 第6条第5項	食品関係事業者等に対する表示事項の表示の指示 指示に係る措置をとらなかったものに対する命令	未移譲の市町	7	健康福祉部 衛生課
食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令	第5条第3項	各種報告			
特定非営利活動促進法	第10条第1項 第29条第1項	特定非営利活動法人の設立の認証 事業報告書の受理等	未移譲の市町	32	くらし・環境部 県民生活課
特定非営利活動促進法施行条例	第4条第2項	閲覧書類の受付			
自然公園法施行令	附則第3項1号	国立公園の特定地域内における行為許可	未移譲の市町	3	くらし・環境部 自然保護課
静岡県立自然公園条例	第19条第4項	県立自然公園特別地域における行為の許可	未移譲の市町	8	くらし・環境部 自然保護課
静岡県自然環境保全条例	第13条第3項	自然環境保全地域の特別地区内における行為の許可	未移譲の市町	11	くらし・環境部 自然保護課
騒音規制法	第3条第1項 第4条第1項	騒音の規制地域の指定 騒音の規制基準の設定	未移譲の町	5	くらし・環境部 生活環境課
悪臭防止法	第3条 第4条	悪臭の規制地域の指定 悪臭の規制基準の設定	未移譲の町	5	くらし・環境部 生活環境課
振動規制法	第3条第1項 第4条第1項	振動の規制地域の指定 振動の規制基準の設定	未移譲の町	5	くらし・環境部 生活環境課
環境基本法	第16第2項	騒音に係る環境基準の地域類型の指定（航空機騒音、新幹線、鉄道騒音に係るものを除く）	未移譲の町	1	くらし・環境部 生活環境課
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第5条第3項 第13条	第一種指定化学物質に係る排出量等の届出の受理 国が実施する調査における必要な資料の要求及び意見陳述	沼津市、富士市	13	くらし・環境部 生活環境課
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則	第12条第1項	電子情報処理組織を使用して第一種指定化学物質の排出量等の届出をしようとするときの事前の届出の受理	沼津市、富士市		
浄化槽法	第5条第1項	浄化槽の設置及びその構造又は規模の変更の届出の受理	未移譲の市町	17	くらし・環境部 生活環境課
水道法	第6条第1項	水道事業認可申請書の受理	保健所設置等条件が整った市町	27	くらし・環境部 水利用課
	第34条第1項	専用水道の給水開始の届出の受理	未移譲の町		
	第37条	簡易専用水道の給水停止命令	未移譲の町		
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第12条の2第1項 第12条の4	建築物衛生管理業の登録 登録業者に対する報告の要求並びに立入検査及び質問	保健所設置等条件が整った市町	5	くらし・環境部 水利用課
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	第32条	登録業者に対する登録証明書の交付			
森林法	第10条の2	林地開発の許可	未移譲の市町	3	経済産業部 森林保全課
森林組合法	第61条第2項 第78条第1項	森林組合の定款の変更の認可 森林組合の組合の設立の認可	未移譲の市町	49	経済産業部 林業振興課
分収林特別措置法	第3条 第5条第1項 第8条	分収林契約の締結のあっせん 分収林契約に係る募集又は途中募集の届出の受理造林若しくは育林の実施状況の報告徴収	未移譲の市町	8	経済産業部 森林整備課
静岡県福祉のまちづくり条例	第20条第1項 第22条第1項	特定公共的施設の新築届の受付 届出者に対する報告の徴収及び立入調査	特定行政庁	10	健康福祉部 地域福祉課
老人福祉法	第29条第1項 第29条第9項、10項	有料老人ホームの設置の届出の受理 有料老人ホームからの報告徴収、質問及び立入検査	未移譲の市町	6	健康福祉部 介護指導課
身体障害者福祉法	第15条第4項	身体障害者手帳の新規交付	未移譲の市町	18	健康福祉部 障害福祉課
身体障害者福祉法施行令	第10条第1項	身体障害者手帳の再交付			
身体障害者福祉法施行規則	第7条第2項	障害の程度に重大な変化が生じた等により身体障害者手帳の身体障害者手帳の再交付を受けたものからの返還の受付			

法令名	代表条項	主な事務の内容	県が想定する移譲対象市町	事務数	県担当部局
児童福祉法	第35条第4項	児童福祉施設の設置の認可(助産施設及び母子生活支援に関する事務に限る。県条例に基づき事務処理)	未移譲の市町	11	健康福祉部 こども家庭課
児童福祉法施行規則	第37条第5項	児童福祉施設(助産施設等に限る)に対する事業停止命令 児童福祉施設(助産施設等に限る)の認可取消し、認可事項の変更に係る届出の受付			
児童福祉法施行規則	第36条の41第1項 第36条の47	養育里親希望者からの里親認定申請に係る申請書の受付 里親認定申請に係る申請書の受付(養子縁組によって里親となることを希望する者からの申請に限る)	未移譲の市町	2	健康福祉部 こども家庭課
母体保護法	第15条第1項	受胎調節の実地指導業の指定	未移譲の市町	13	健康福祉部 こども家庭課
母体保護法施行令	第1条第1項	被指定者への指定証の交付			健康福祉部 こども家庭課
母体保護法施行規則	第14条第1項	亡失した指定証又は標識の提出の受付			健康福祉部 こども家庭課
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第20条	母子家庭等日常生活支援事業の開始に係る届出の受付	未移譲の町	12	健康福祉部 こども家庭課
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則	第4条	母子家庭等日常生活支援事業の変更の届出の受付			
電気工事業の業務の適正化に関する法律	第3条第1項	電気工事業を営もうとする者の登録	未移譲の市町	30	経済産業部 新産業集積課
電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則	第9条第3項	登録証再交付の後に元の登録証を発見した場合の提出の受付			
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	第14条第1項	企業立地計画の承認(2以上の市町の区域にまたがる企業立地又は事業高度化を行うとする特定事業者にかかるものを除く。以下同じ)	未移譲の市町	7	経済産業部 企業立地推進課
中小企業等協同組合法	第27条の2第1項	事業協同組合等を設立しようとする発起人から主務省令に定めるところにより提出を受けた設立の認可	未移譲の市町	55	経済産業部 経営支援課
中小企業等協同組合法施行規則	第144条第1項第2号	共済事業を行う組合の支払準備金として積立てなければならない金額の設定			
中小企業団体の組織に関する法律	第5条の7第2項	協業組合が需給構造等経済事情が著しく変化したために事業の転換を行う必要が生じた場合に行う事業転換の認可	未移譲の市町	26	経済産業部 経営支援課
中小企業団体の組織に関する法律施行規則	第90条第2項	協業組合の決算関係書類の提出遅延の承認			
独立行政法人農業者年金基金法	第64条第1項	独立行政法人農業者年金基金業務受託者への報告の徴収及び立入検査	該当組合が存在する市	2	経済産業部 農業ビジネス課
独立行政法人農業者年金基金法施行令	第64条第1項	独立行政法人農業者年金基金業務受託者への報告の徴収及び立入検査をしたときの農林水産大臣への結果報告			
農業協同組合法	第44条第2項 第60条第1項	組合(専門農協)の設立の認可 定款変更の認可	未移譲の市町	48	経済産業部 農業戦略課
果樹農業振興特別措置法	第3条第1項 第8条	果樹園経営計画の認定 認定を受けた者からの必要な報告の徴収	未移譲の市町	2	経済産業部 農芸振興課
野菜生産出荷安定法	第5条 第8条第1項	野菜指定産地に指定すべき旨の農林水産大臣への申出 生産出荷近代化計画の樹立・提出	未移譲の市町	9	経済産業部 農芸振興課
獣医師法	第21条第3項 第21条第4項	獣医師の診療簿等の検査 診療簿等に係る検査結果の農林水産大臣への報告	未移譲の市町	3	経済産業部 畜産振興課
養鶏振興法	第7条第1項 第8条	ふ化業者の登録 登録ふ化業者が新たにふ化場を開設しようとするときの確認	未移譲の市町	16	経済産業部 畜産振興課
養鶏振興法施行規則	第17条	ふ化業者の登録の抹消			
獣医療法	第3条 第6条	診療施設の開設の届出の受付 構造設備不適合診療施設に対する使用制限命令等	未移譲の市町	7	経済産業部 畜産振興課
獣医療法施行規則	第20条第1項	放射線障害が発生し又は発生のおそれがある場合における報告の受付			
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	第4条 第6条第1項	畜産業を営む者に対する指導及び助言 必要な報告の徴収及び立入検査	未移譲の市町	4	経済産業部 畜産振興課
農地法	第4条第1項	農地転用の許可(2ha以下)	未移譲の市町	8	交通基盤部 農地利用課
	第4条第1項 第5条第1項	農地転用の許可(4ha以下) 農地等の転用を伴う権利移動の許可(4ha以下)	未移譲の市町	13	
	第15条の2第1項	農用地区域内における開発行為の許可	未移譲の市町	4	

法令名	代表条項	主な事務の内容	県が想定する移譲対象市町	事務数	県担当部局
水産業協同組合法	第15条の2第1項 第63条第1項	共済規程の認可 水産業協同組合の設立の認可	未移譲の市町	64	経済産業部 水産振興課 組合検査課
土地区画整理法	第4条第1項	土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可(都市再生機構施行)	人口10万人以上の市	3	交通基盤部 景観まちづくり課
	第76条第1項	個人施行による土地区画整理事業の認可(5ha未満の事業に限る)	未移譲の市町	56	
都市計画法	第29条第1項	都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為の許可	未移譲の市町	10	交通基盤部 土地対策課
都市計画法施行令	第36条第1項3号ホ	開発審査会への付議			
都市計画法施行規則	第38条第7項	開発登録等閲覧所の設置			
国土利用計画法	第23条第1項	土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出の受理	希望する市町に移譲	9	交通基盤部 土地対策課
屋外広告物法	第7条第2項	違反広告物設置者等不確知の場合の略式代執行 措置命令違反等に係る代執行	未移譲の町	7	交通基盤部 都市計画課
静岡県屋外広告物条例	第5条 第6条第4項	普通規制地域における広告物の表示又は掲出物件設置の許可 特別規制区域における自家広告物等の許可	未移譲の町	15	交通基盤部 都市計画課
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第66条の6 第93条の第1項 第93条の第2項	計画整備組合の理事が欠けた場合における仮理事の選任 計画整備組合の設立の認可 計画整備組合からの報告の徴収	未移譲の市町	22	くらし・環境部 住まいづくり課
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第122条第1項 第136条第1項	個人施行による防災街区整備事業の認可 防災街区整備事業組合の設立の認可	未移譲の市町	50	くらし・環境部 住まいづくり課
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第26条第3項	個人施行者が審査委員を解任しようとするときの承認			
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第52条 第66条	終身建物賃貸借事業の認可 認可事業者からの報告の徴収	未移譲の市町	12	くらし・環境部 住まいづくり課
静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例	第9条の2第4項 第16条の5第1項	有害図書類の区分陳列に関する勧告 図書類等自動販売機等販売開始届出の受理	未移譲の市町	8	教育委員会 社会教育課
景観法	第7条第1項	景観行政団体【法令任意】	未移譲の市町	1	交通基盤部 都市計画課

■ 本県未移譲法令事務（他県において移譲実績のある本県未移譲法令の事務）

法令名	代表条項	主な事務の内容	県が想定する移譲対象市町	事務数	県担当部局
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	第3条 第9条第1項	入会林野整備計画の認可 入会林野整備計画の変更申請申請書の受理	未移譲の市町	25	経済産業部 林業振興課
介護保険法	第24条第1項 第41条第1項	事業者等に対する報告等の命令及び質問 指定居宅サービス事業者の指定	未移譲の市町	78	健康福祉部 福祉指導課
看護師等の人材確保の促進に関する法律	第8条第1項	看護師確保に関する病院開設者等への指導及び助言 看護師等確保推進者に関する届出及び変更届	政令市	3	健康福祉部 地域医療課
興行場法	第2条第1項	興行場の営業許可 報告の聴取、立入検査	未移譲の市町	5	健康福祉部 衛生課
公衆浴場法	第2条第1項	公衆浴場の営業の許可	未移譲の市町	7	健康福祉部 衛生課
公職選挙法施行令	第59条の2	身体障害者手帳の障害の程度の証明	未移譲の市町 (身体障害者手帳の認定事務とセット)	2	健康福祉部 障害福祉課
公有水面埋立法	第2条第1項 第3条第2項等	埋立ての免許 埋立ての免許等の出願に係る告示、縦覧、意見の聴取(市町管理漁港の区域に限る)	市町管理漁港を有する市町	66	交通基盤部 港湾企画課
公有水面埋立法施行令	第1条第1項	出願名義の変更の届出の受理(市町管理漁港の区域に限る)			

法令名	代表条項	主な事務の内容	県が想定する移譲対象市町	事務数	県担当部局
小売商業調整特別措置法	第15条 第16条の3	紛争のあっせん・調停の受付 調整の勧告	未移譲の市町	39	経済産業部 地域産業課
小売商業調整特別措置法施行令	第4条	小売市場開設者の地位を継承した者等に対する関係書類の閲覧	未移譲の市町		
社会福祉法	第69条第1項	第二種社会福祉事業の開始の届出の受理 (地域子育て支援拠点事業、子育て援助支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)に限る)	未移譲の市町	6	健康福祉部 こども未来課
新住宅市街地開発法	第34条第3項	新住宅市街地開発事業の完了・公告後に新住宅市街地開発事業が施行された土地である旨を表示した標識の設置	未移譲の市町	2	交通基盤部 景観まちづくり課
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(国民年金法等一部改正法)	第45条第1項	精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受付	未移譲の市町	11	健康福祉部 精神保健福祉センター
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第1項	精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備			
大規模小売店舗立地法	第5条第1項	新設届出事務(受付、公告・縦覧、意見聴取、県意見、勧告、公表等)	未移譲の市町	37	経済産業部 地域産業課
大規模小売店舗立地法施行規則	第5条	大規模小売店舗の新設に関する届出の公告			
中心市街地の活性化に関する法律	第37条 第65条	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の設定	未移譲の市町	8	経済産業部 地域産業課
特別児童扶養手当等の支給に関する法律(特別児童扶養手当分)	第5条第1項	特別扶養手当の受給資格及び手当額の認定	未移譲の市町	17	健康福祉部 障害福祉課
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則	第17条	特別児童扶養手当認定通知書及び特別児童扶養手当証書の交付			
特別児童扶養手当等の支給に関する法律(特別障害者手当・障害児福祉手当分)	第19条	障害福祉手当の認定	未移譲の町	12	健康福祉部 障害福祉課
特別児童扶養手当等の支給に関する省令	第3条	特別児童扶養手当額改定の届出書の受理		6	
国民年金法等の一部を改正する法律	附則第97条第1項	旧法による福祉手当の支給	未移譲の町	3	健康福祉部 障害福祉課
日本国憲法の改正手続に関する法律施行令	第73条第1項	身体障害者手帳の障害の程度の証明	未移譲の市		
美容師法	第11条第1項	美容所の開設の届出受付	未移譲の市町	9	健康福祉部 衛生課
美容師法施行令	第5条	業務停止の処分を行ったときの厚生労働大臣に対する通知			
武器等製造法	第3条 第6条	猟銃等の武器の製造の許可 事業を休止したときの許可の取り消し	未移譲の市町	32	危機管理部 消防保安課
武器等製造法施行令	第4条第2項	猟銃等の製造の許可申請書等の受理			
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	第9条第1項	一般消費者に米穀等の産地を伝達しなかった米穀事業者に対する勧告	未移譲の市町	4	健康福祉部 衛生課
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令	第7条第3項	消費者庁長官及び農林水産大臣への報告			
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	第6条第1項	基準に適合しない家庭用品の回収等の措置命令	希望する市町に移譲	3	健康福祉部 薬事課
旅館業法	第3条第1項 第6条第1項	旅館業の営業の許可 旅館への立入検査	希望する市町に移譲	13	健康福祉部 衛生課
理容師法	第11条第1項 第13条第1項	理容所の開設に係る届出の受付 理容所への立入検査	希望する市町に移譲	8	健康福祉部 衛生課
理容師法施行令	第5条	理容所に対する業務停止の処分を行ったときの厚生労働大臣に対する通知			

法令名	代表条項	主な事務の内容	県が想定する移譲対象市町	事務数	県担当部局
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	第3条第1項	林業経営改善計画の認定	希望する市町に移譲	2	経済産業部 林業振興課
林業種苗法	第10条 第15条第1項	生産事業者の登録 法に基づく命令、処分に違反したとき等の登録の取り消し	希望する市町に移譲	8	経済産業部 森林整備課

■ 既移譲法令新規移譲事務（本県において既移譲法令の未移譲事務）

法令名	代表条項	主な事務の内容	県が想定する移譲対象市町	事務数	県担当部局
クリーニング業法	第5条第1項 第10条第1項	クリーニング所の開設の届出の受付 クリーニング所への立入検査	希望する市町に移譲	9	健康福祉部 衛生課
河川法	第9条第5項 第10条第2項	指定区間の一級河川の管理 二級河川の管理【法令任意】	静岡市、浜松市	4	交通基盤部 河川企画課

ふじのくに権限移譲推進計画（第3期） 計画策定の経過

＜計画全体に係る調整＞

項目	時期	内容
権限移譲に関する市町意向調査	H28. 5. 11～5. 20	権限移譲に対する考え方やこれまでの移譲事務に対する評価等を調査
県・市町権限移譲推進協議会 行政経営研究会課題検討会 第1回合同会議	H28. 7. 25	権限移譲推進計画策定の方針及び行政経営研究会課題検討会の研究テーマ等について意見交換
行政経営研究会課題検討会(第2回)	H28. 8. 9	研究テーマに関する市町との意見交換
県の支援措置に関する調査	H28. 8. 24～ 9. 2	全市町を対象とする県の支援措置の拡充を必要とする具体的事務の抽出調査
県・市町権限移譲推進協議会(第2回) 行政経営研究会課題検討会(第3回) 合同会議	H29. 1. 17	権限移譲推進計画(案)及び課題検討結果について意見交換
県民意見提出手続（パブリックコメント）	H29. 1. 24～2. 13	権限移譲推進計画(案)に対する意見募集

＜市町との移譲事務の調整＞

項目	時期	内容
移譲候補事務抽出のための庁内調査	H28. 6. 29～ 7. 29	市町に提示する移譲候補事務を抽出するための調査を実施
移譲希望事務抽出のための市町調査	H28. 9. 5～ 9. 30	県提示事務に対する移譲の意向や、県提示以外の移譲希望事務を抽出する調査
県及び市町の取りまとめ課等による移譲事務の協議	H28. 9. 6～ 9. 21	市町に対し、移譲候補事務の内容や効果等の説明・協議を行い、受入意向を確認
県及び市町の事業課による移譲事務の個別協議	H28. 10. 12～ 11. 30	県及び市町の事業担当課において移譲事務受入のための個別調整を実施
移譲事務決定に係る取りまとめ課による最終調整	H28. 11. 16～ 12. 7	県及び市町の取りまとめ課において移譲事務決定に向けた調整を実施

＜個別課題解決に向けた検討(行政経営研究会課題検討会分科会)＞

項目	時期	内容
分科会「NPO 法人認証事務の共同処理の検討」	第1回 H28. 10. 18 第2・3回 H28. 11. 24 (東部 富士地域) 第4回 H28. 11. 30 (中東遠地域) 第5回 H29. 3. 15	共同処理に向けた協議を実施（東部地域、富士地域、中東遠地域）
分科会「保安関係法令の事務の委託による共同処理」	第1回 H28. 8. 31 第2回 H28. 10. 17	消防救急の広域化による枠組み（中部地域）を活用した共同処理の検討
分科会「県の支援体制の拡充」	第1回 H28. 11. 9 第2回 H28. 11. 16	事務の返上について申出のあった市町との協議を実施

関 連 資 料

1 ふじのくに権限移譲推進計画（第3期）の概要

1 策定趣旨

【移譲実績】

- ・ 住民に身近な行政は、より身近な市町で行うことが望ましく、基礎自治体である市町は、地域の自主性、自立性をより一層高め、住民サービスの向上や地域課題の解決に取り組んでいくことが求められる。
- ・ 本県では、市町への権限移譲を積極的に推進した結果、移譲法律数で12年連続日本一となっている。

○市町の権限移譲に対する評価と課題認識

評 価	課 題
<ul style="list-style-type: none">・ 事務処理の迅速化による住民サービスの向上・ 権限の運用の工夫による地域の実態に即した事務処理	<ul style="list-style-type: none">・ 単独市町では専門性の確保が困難・ 事務処理頻度が低い事務はノウハウの蓄積や継承に課題・ 手挙げ方式導入に伴う市町による権限移譲事務に差異・ 広域処理の必要性

【計画期間】

- ・ 平成29年度から平成31年度までの3年計画

2 基本方針

地域自立を実現する「静岡型」権限移譲の推進
～住民サービスの向上と市町の自主性・自立性の強化～

【基本方針の具現化の視点】

○権限移譲事務の質の向上

- ・ 住民サービスの向上や市町行政の充実・強化を図る視点からの権限移譲
※施策の構築・推進の自由度や住民サービスの利便性の向上に効果があると評価された移譲事務の他市町への拡大

○市町間連携による移譲事務の処理

- ・ 市町間連携による効率的な事務処理を目指し、連携に向けた継続的な協議の推進
※専門性が求められる事務や単独市町では処理件数が少ない事務について、市町間連携による事務の共同処理などの仕組の活用による移譲の促進

○市町の意向を踏まえた権限移譲推進計画の推進

- ・ 市町の意向を踏まえながら、基礎自治体としての自立性を高める権限移譲を積極的に推進
※市町の円滑な事務処理が可能となるよう、市町のニーズに応じた県の支援体制の充実・強化を図り移譲を推進(権限移譲推進協議会)

○PDCAサイクルの確立

- ・ 市町と権限移譲の効果、課題を毎年度検証し、継続的な改善を実施しながら権限移譲を推進

3 権限移譲推進に向けた取組

【取組の視点】

人口減少の進行を踏まえ、住民サービスの向上と市町の更なる自主性・自立性の向上の両立

○ 広域連携の取組に対する支援

- ・ 権限移譲の推進に向けた事務の委託、職員の相互併任などの活用による広域連携の導入に向けた市町間の検討を支援（NPO法人認証事務など）
- ・ 法定移譲事務の円滑な事務執行に向けた市町による事務の共同処理の構築検討

○ 県との連携強化による事務執行支援

- ・ 研修会・情報交換会の開催、内容の充実
- ・ 市町のニーズを反映したマニュアルの作成、提供
- ・ 随時相談への対応（相談窓口の明確化）
- ・ 条例移譲事務に加え、法定移譲事務についても円滑な事務執行の支援

○ 財政措置

- ・ 移譲事務の内容に見合う権限移譲事務交付金の不断の検証と適切な財政措置

○ 人的支援

- ・ 市町の要請に応じた人事交流制度、技術派遣制度の活用

○ 権限移譲事務の検証

- ・ 県と市町の事務分担（市町が担うべき新たな移譲事務など）について不断の検証
- ・ 法定移譲事務の執行上の課題の検証と改善に向けた国への働き掛け

4 計画の推進体制等

P D C A サイクルによる計画の推進と継続的な改善

【計画の推進体制】

○ 市町との調整

権限移譲推進協議会による毎年度の検証

- ・ 全市町が参画する県・市町権限移譲推進協議会による権限移譲の効果、課題の検証を毎年度実施
- ・ 移譲事務の共同処理、県の支援の拡充に向けた分科会の設置

○ 権限移譲の効果・課題に関する検証と不断の見直し

各市町への権限移譲の効果・課題を検証するための調査の実施と市町の意向を踏まえた対応

- ・ 権限移譲事務の効率的・効果的な執行に向けた市町の事務処理体制の構築（市町間連携に向けた検討）
- ・ 県の支援体制の拡充（研修会、情報交換会、マニュアル提供など）

5 移譲事務

権限移譲に向けた市町との調整結果

○ 移譲事務【23 法令 267 事務】

計画期間中（平成 29 年度～平成 31 年度）に権限移譲することについて協議が調った事務

〔主な移譲事務〕

法令名	移譲対象市町
企業立地促進法	沼津市、富士宮市
中小企業協同組合法	御殿場市
農地法	湖西市、伊豆の国市
土地区画整理法	三島市
高齢者の居住の安定確保に関する法律	富士市
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	静岡市、浜松市

○ 協議継続事務【24 法令 372 事務】

○ 移譲候補事務【101 法令 1,181 事務】

2 静岡県の地方分権改革の歩み

平成5年度	6月	【地方分権の推進に関する決議（衆参両院）】
平成6年度	7月	庁内に地方分権研究会発足（座長：総務部長） 市町村への権限移譲を考える会が発足（県・6市町村）
平成7年度	7月	【地方分権推進法施行】
	3月	地方分権研究会が「地方分権推進のために」を提言
平成8年度	4月	【中核市制度施行】静岡市と浜松市が中核市へ移行
平成9年度	10月	【地方分権推進委員会第4次勧告】 市町村の人口規模に応じた権限移譲
	2月	静岡県第1次権限移譲推進計画を策定
平成10年度	5月	【地方分権推進計画閣議決定】
平成11年度	10月	静岡県地方分権推進計画を策定
平成12年度	4月	【地方分権一括法施行】 事務処理の特例に関する条例施行、約1,100事務を移譲
	10月	静岡県第2次権限移譲推進計画策定
	11月	【特例市制度施行】 沼津市が特例市へ移行、翌年4月に旧清水市と富士市が特例市へ移行
平成13年度	6月	【地方分権推進委員会最終報告】
平成15年度	4月	静岡市と清水市が合併（平成の大合併開始）
	10月	静岡県第3次権限移譲推進計画を策定
平成17年度	4月	静岡市が政令指定都市へ移行
平成18年度	11月	静岡県第4次権限移譲推進計画を策定
平成19年度	4月	【地方分権改革推進法施行】 浜松市が政令指定都市へ移行
平成20年度	5月	【地方分権改革推進委員会第1次勧告】（基礎自治体への権限移譲）
平成21年度	11月	【地域主権戦略会議設置】
平成22年度	6月	【地域主権戦略大綱閣議決定】
	3月	ふじのくに権限移譲推進計画（第1期）を策定
平成23年度	4月	【第1次一括法、国と地方の協議の場法等成立】
	8月	【第2次一括法成立】
平成24年度	3月	【地方分権改革推進本部発足】
平成25年度	6月	【第3次一括法成立】
	3月	ふじのくに権限移譲推進計画（第2期）を策定
平成26年度	5月	【第4次一括法成立】
	6月	【地方分権改革有識者会議による提案募集方式の導入の決定】
平成27年度	4月	中核市制度と特例市制度の統合【特例市制度の廃止】
	6月	【第5次一括法成立】
平成28年度	6月	【第6次一括法成立】
	3月	ふじのくに権限移譲推進計画（第3期）を策定

3 権限移譲推進計画に基づく移譲の実績（第1次～第6次）

1 趣 旨

住民に身近な行政は、より身近な地方公共団体である市町が担うことが望ましいとの考えに立ち、県から市町村への権限移譲を一層推進するため、これまで6次（平成10年度～28年度）にわたる権限移譲推進計画を策定し、計画的な移譲を進めてきた。

2 概 要

(1) 第1次～第6次計画の内容

区 分	基本方針／重点事項	特 徴 等
第1次計画 (H10～H12)	・ 移譲可能なものから実施 ・ 国の地方分権一括法に先行した対応	
第2次計画 (H13～H15)	・ 国の地方分権一括法を踏まえた対応	都市計画法の開発行為許可などの先進事例
第3次計画 (H16～H18)	・ 政令指定都市への大幅な移譲 ・ 市町村合併の推進と一体となった移譲	特定非営利活動促進法のNPO法人設立認証などの先進事例
第4次計画 (H19～H21)	・ 政令指定都市への更なる移譲 ・ 市町村合併の推進と一体となった移譲	
ふじのくに (第1期) (H23～H25)	①三位一体の権限移譲の推進 ②国の地域主権改革への先行 ③市町の意向への積極的な対応 ④将来への道州制移行を視野	手挙げ方式の導入
ふじのくに (第2期) (H26～H28)	①三位一体の権限移譲の推進 ②市町の意向に積極的に対応 ③大都市制度改革への対応 ④市町の権限受入体制の確保	

(2) 過去の計画の実施結果

区 分	計 画		実 績	
	法令数	事務数	法令数	事務数
第1次計画	36	147	37	156
平成10年度	10	35	10	35
平成11年度	21	101	19	105
平成12年度	5	11	8	16
第2次計画	42	362	60	470
平成13年度	23	125	34	177
平成14年度	6	73	9	103
平成15年度	15	164	24	190
第3次計画	88	1,118	131	1,303
平成16年度	12	81	23	89
平成17年度	50	749	75	785
平成18年度	26	288	50	429
第4次計画	22	220	42	375
平成19年度	13	91	22	161
平成20年度	8	121	20	154
平成21年度	1	8	11	60
ふじのくに（第1期）	53	673	59	676
平成23年度	23	257	24	258
平成24年度	44	490	37	376
平成25年度	5	118	34	341
ふじのくに（第2期）	57	685	60	460
平成26年度	11	53	15	77
平成27年度	31	348	38	344
平成28年度	20	153	18	130
平成29年度	4	211	-	-

※実績における法令数の計は、年度間の重複を除いた数

※22年度の移譲実績・・・8法令59事務

第1次権限移譲推進計画期間中における主な法令等の移譲実績 (37 法令 156 事務)

移譲時期	平成10年度	平成11年度	平成12年度	
法令数	10	19	8	
事務数	35	105	16	
法令等及び移譲対象市町村	中核市	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・悪臭防止法 		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律 ・動物の愛護及び管理に関する法律 ・動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律 ・静岡県動物の愛護及び管理に関する条例
	特例市 (沼津市)			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県生活環境の保全等に関する条例
	人口10万以上の市	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地の拡大の推進に関する法律 ・住宅地区改良法 	<ul style="list-style-type: none"> ・流通業務市街地の整備に関する法律 ・県風致地区条例 ・屋外広告物法 ・県屋外公告物条例 ・都市計画法 	
	関係市	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再開発法 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街振興組合法 ・商工会議所法 	
	全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活安定緊急措置法 ・生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 ・森林法 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活用製品安全法 ・家庭用品品質表示法 ・化製場等に関する法律 ・墓地、埋葬等に関する法律 ・電気用品取締法 ・不動産登記法 	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ・静岡県生活環境の保全等に関する条例(鉱山関係) ・県文化財保護条例
	関係市町村		<ul style="list-style-type: none"> ・県立自然公園条例 ・自然公園法 ・商工会法 ・特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例 	

第2次権限移譲推進計画期間中における主な法令等の移譲実績

当初移譲予定計：42 法令 362 事務→H15 までの実績を含む計：60 法令 470 事務

移譲時期	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
法令数	34	9	24	
事務数	177	103	190	
法令等及び移譲対象市町村	中核市（保健所設置市）	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県動物の愛護及び管理に関する条例 流通業務市街地の整備に関する法律 医療法等の一部を改正する法律 死体解剖保存法 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 医師法 歯科医師法 薬剤師法 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士法 温泉法 	<ul style="list-style-type: none"> 医療法 医療法の一部を改正する法律 老人福祉法 農地法
	特例市	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県生活環境の保全等に関する条例 計量法 		
	人口10万以上の市	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法 被災市街地復興特別措置法 地方拠点都市の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 住宅地区改良法 		<ul style="list-style-type: none"> 宅地造成等規制法 建築基準法
	人口8万以上の市			<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法
	市	<ul style="list-style-type: none"> 計量法 流通業務市街地の整備に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良法 都市緑地保全法 計量法 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法 屋外広告物法 静岡県屋外広告物条例
	関係市	<ul style="list-style-type: none"> 商工会議所法 同法施行令 都市再開発法 		
	全市町村	<ul style="list-style-type: none"> 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 民生委員法 児童福祉法 同法施行規則 動物の愛護及び管理に関する法律 電気用品安全法 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法 森林法 	<ul style="list-style-type: none"> 国土利用計画法 	<ul style="list-style-type: none"> ガス事業法 建築物の耐震改修の促進に関する法律 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 化製場等に関する法律施行条例 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律
	関係市町村	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法 土地区画整理法 建築基準法 	<ul style="list-style-type: none"> 農住組合法 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園法 静岡県立自然公園条例

第3次権限移譲推進計画期間中における主な法令等の移譲実績

当初移譲予定計：88 法令 1, 118 事務→実績：131 法令 1, 303 事務

移譲時期	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
法令数	23	75	50	
事務数	89	785	429	
法令等及び移譲対象市町村	政令市	<ul style="list-style-type: none"> ※特定非営利活動促進法 ・商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 ※森林組合法 ・青年等の収納促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法 ・独立行政法人農業者年金基金法 ・持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 ※農業協同組合法 ・果樹農業振興特別措置法 ・野菜生産出荷安定法 ・獣医師法 ・養鶏振興法 ※獣医療法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・農地法 ・農業振興地域の整備に関する法律 ・水産業協同組合法 ・輸出水産業の振興に関する法律 ・土地区画整理法 ・不動産登記法 ・租税特別措置法 ※学校教育法 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物における衛生環境の確保に関する法律 ・森林組合法 ・分収林特別措置法 ・土地改良法 ・学校教育法 	
	中核市（保健所設置市）	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆浴場法施行条例 ・安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険 ・母子及び寡婦福祉法 ・薬事法 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律
	特例市		<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等協同組合法 ・中小企業団体の組織に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ※森林法 ・大気汚染防止法 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・浄化槽法
	人口10万以上の市		<ul style="list-style-type: none"> ・特定優良賃貸住宅の供給に関する法律 ・高齢者の居住の安定確保に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理法 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
	市		<ul style="list-style-type: none"> ・都市再開発法 ・都市緑地法 	
	関係市	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物法 ・静岡県風致地区条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県立自然公園条例 	
	全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・戦傷病者特別援護法 ・児童福祉法施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法 ・知的障害者福祉法 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律 ・文化財保護法 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ・森林法 ・就学前の子どもに関する教育、体育等の総合的な提供の推進に関する法律 ・工場立地法 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
	関係市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会法 		<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成等規正法

(注) ※全国初の移譲事務となった法令

第4次権限移譲推進計画期間中における主な法令等の移譲実績

当初移譲予定計：22法令220事務→実績を含む計：42法令375事務

移譲時期	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
法令数	22	20	11	
事務数	161	154	60	
法令等及び移譲対象市町村	政令市	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法 ・同施行令 ・同施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例 ・水産業協同組合法 ・都市再開発法 ・(農地法) ・農業協同組合法 	<ul style="list-style-type: none"> ・(静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例)
	中核市 (保健所設置市)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ・同法施行規則 ・静岡県心身障害者扶養共済制度条例 ・医療法 ・温泉法 ・薬事法 	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律 ・薬事法の一部を改正する法律 ・医療法 ・同施行令 ・(温泉法) ・(薬事法) ・薬事法施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事法施行規則等の一部を改正する省令 ・介護保険法 ・(薬事法施行規則) ・薬事法施行規則等の一部を改正する省令
	特例市			
	人口10万以上の市	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等協同組合法 ・同法施行規則 ・中小企業団体の組織に関する法律 ・同施行規則 ・土地区画整理法 	<ul style="list-style-type: none"> ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・静岡県土採取等規制条例 ・(中小企業等協同組合法) ・(同施行規則) ・(中小企業団体の組織化に関する法律) ・(同施行規則) 	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法 ・国土利用計画法
	人口8万以上の市			
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地の拡大の推進に関する法律 		
	関係市			<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律 ・特別優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 ・同施行規則
	全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県地球環境温暖化防止条例 ・建築基準法 ・文化財保護法 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅券法 ・森林法施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律 ・(農地法) ・租税特別措置法
	人口3万人以上の市町	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 ・同施行令 ・同施行規則 		
	関係市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・国有財産法 		

ふじのくに権限移譲推進計画（第1期）期間中における主な法令等の移譲実績

当初移譲予定計：53法令673事務→実績を含む計：59法令676事務（予定・実績ともH22除き）

移譲時期	平成22年度 (計画先行移譲)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
法令数	8	24	37	34	
事務数	59	258	376	341	
法令等及び移譲対象市町	政令市	・農地法（2～4ha転用等） ・文化財保護法	・農地法（遊休農地の所有権移転等協議に係る調停等）	・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	
	中核市（保健所設置市）				
	特例市		・特定非営利活動促進法（沼津市）	・商工会等による小規模事業者支援法 ・特定非営利活動促進法（富士市）	
	人口10万以上の市			・商工会等による小規模事業者支援法	
	その他の市				
	全市町	・地方自治法			
	全町			・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	
	移譲を希望する市町	・農地法（2ha以下転用：袋井市 牧之原市）	・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（希望市） ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（希望市） ・住宅地区改良法（希望町） 【一括法事務先行移譲】 ・騒音規制法 ・悪臭防止法 ・振動規制法 ・環境基本法（環境関連4法：希望市町） ・中小小売商業振興法（希望市） ・マンションの建替えの円滑化等に関する法律（希望市） ・住宅地区改良法（希望市）	・計量法（希望市町） ・農地法（2～4ha転用等 富士市） ・都市計画法（開発行為許可：小山町） ・森林法（開発行為許可：希望市3市） ・土地区画整理法（袋井市） ・公有地の拡大の推進に関する法律（希望町） ・バリアフリー新法（希望町） 【一括法事務先行移譲】 ・母子保健法（希望市町）	・電気工事業の業務の適正化に関する法律（希望市町） ・特定非営利活動促進法（掛川市） ・農地法（2～4ha転用等：沼津市ほか4市） ・農地法（2ha以下：菊川市） ・土地区画整理法（湖西市） ・騒音規制法（希望町） ・悪臭防止法（希望町） ・振動規制法（希望町） ・環境基本法（希望町） ・水道法（希望町） ・計量法（希望町） ・バリアフリー新法（希望町）

※平成22年度以降、移譲事務の選定に当たっては「手挙げ」を導入していることから、移譲実績に係る移譲対象市町は便宜的に区分したものである。（結果として一の人口段階別区分に移譲市町が限定された場合は当該区分に分類）

※平成22年度は、計画策定に先立つ先行移譲事務である。

※平成24年度及び平成25年度の計画及び実績には法定移譲事務を含む。

ふじのくに権限移譲推進計画（第2期）期間中における主な法令等の移譲実績

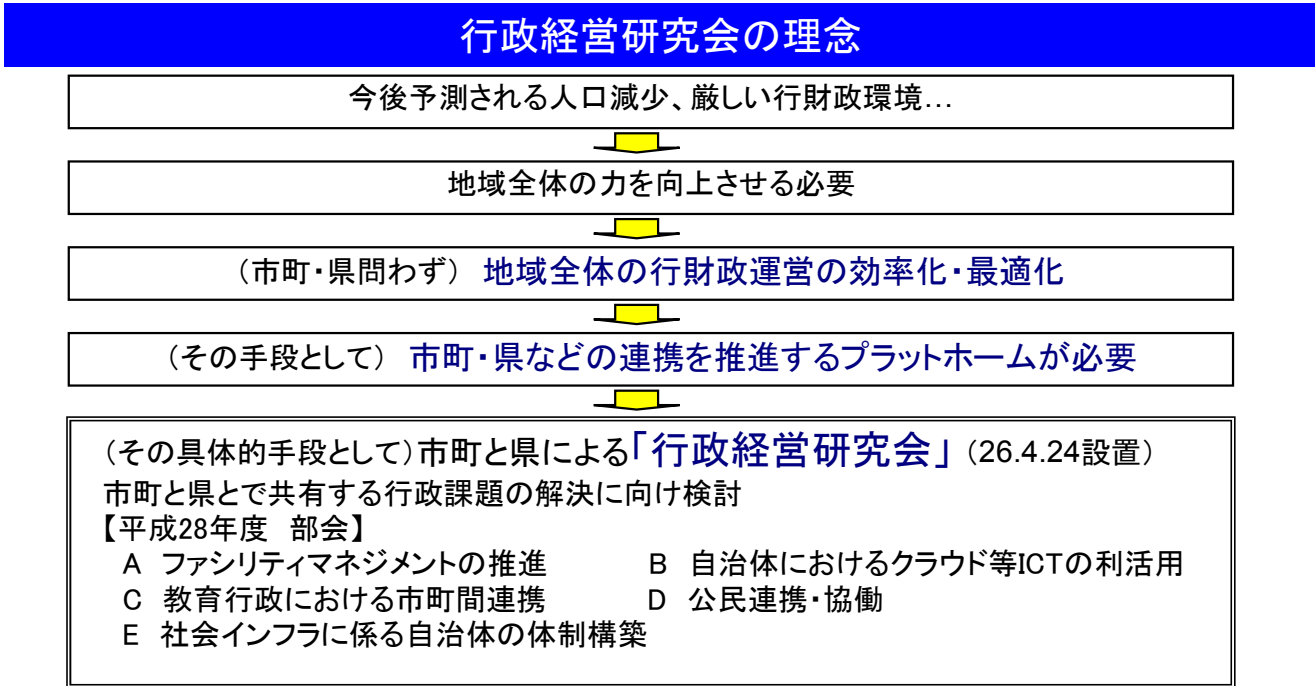
当初移譲予定計：57法令685事務→実績を含む計：60法令460事務

移譲時期	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
法令数	15	38	18	
事務数	77	344	130	
法令等及び移譲対象市町	政令市	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法施行令(静岡市) ・静岡県立自然公園条例(静岡市) ・環境基本法 ・医療法 ・企業立地促進法 ・児童手当法 ・文化財保護法(浜松市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法 ・静岡県立自然公園条例 ・自然環境保全条例 ・温泉法(浜松市) ・文化財保護法 ・難病の患者に対する医療等に関する法律 ・文化財保護法(静岡市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ・麻薬及び向精神薬取締法
	中核市(保健所設置市)			
	特例市		<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法(静岡市 浜松市 富士市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合法(静岡市 浜松市 沼津市)
	人口10万以上の市		<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法(磐田市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法(藤枝市)
	その他の市			<ul style="list-style-type: none"> ・津波防災地域づくりに関する法律(沿岸部を有する市町)
	全市町	<ul style="list-style-type: none"> ・母子及び父子並びに寡婦福祉法 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法(特定行政庁を除く市町) ・建築物の耐震改修の促進に関する法律(特定行政庁、限定特定行政庁を除く市町) ・マンションの立替えの円滑化等に関する法律(特定行政庁を除く市町) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律 ・国民年金法等の一部を改正する法律
	全町			
移譲を希望する市町	<ul style="list-style-type: none"> ・計量法(吉田町) ・土地区画整理法(富士宮市 島田市 袋井市 湖西市) ・景観法 ・屋外広告物法(沼津市 御殿場市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・計量法(函南町) ・景観法 ・農地法(4ha以下転用:藤枝市) ・農地法(2ha以下転用:御殿場市 湖西市 長泉町 小山町) ・農振法(御殿場市 湖西市 長泉町 小山町) 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進法(三島市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 御前崎市 菊川市 牧之原市 小山町) ・農地法(4ha以下転用:富士宮市 島田市 焼津市 御殿場市 裾野市 牧之原市) ・農地法(2ha以下転用:御前崎市 吉田町) ・農振法(裾野市 御前崎市 吉田町) 	

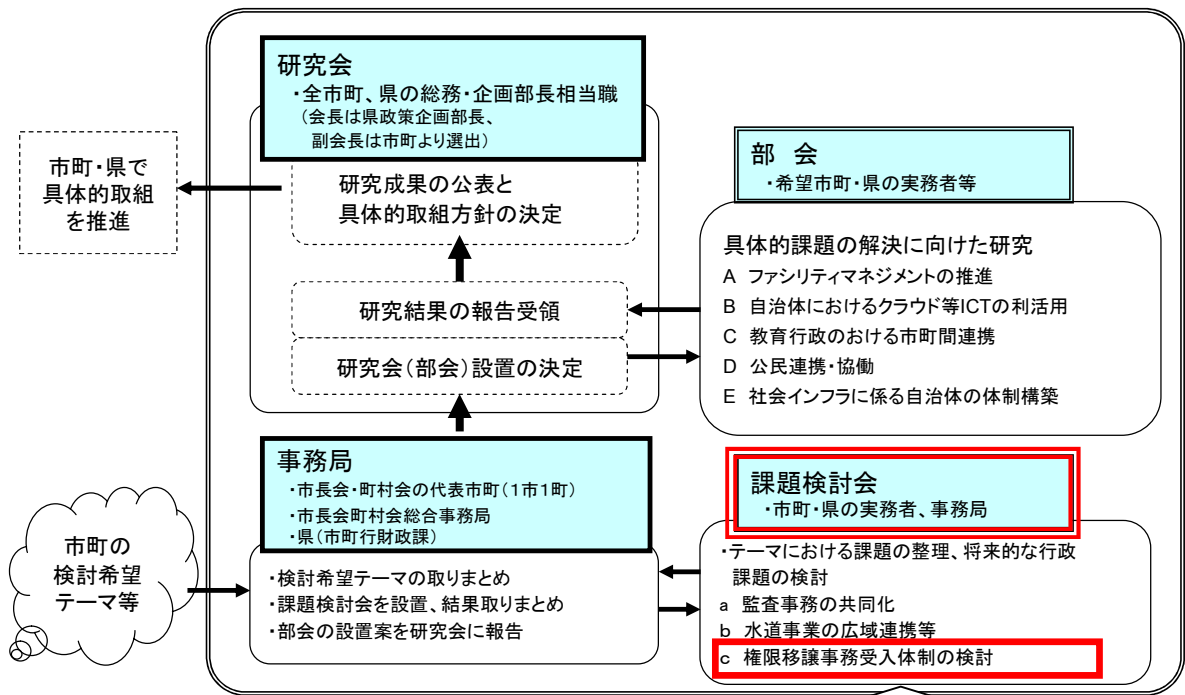
※平成22年度以降、移譲事務の選定に当たっては「手挙げ」を導入していることから、移譲実績に係る移譲対象市町は便宜的に区分したものである。(結果として一の人口段階別区分に移譲市町が限定された場合は当該区分に分類)

4 行政経営研究会課題検討会

●行政経営研究会とは



●行政経営研究会の組織と仕組み (平成 28 年度の体制)



● 課題検討会「権限移譲受入体制の検討」

市町において権限移譲された事務を効率的に処理するため、市町間による事務の処理共同処理手法の活用に向けた検討を行う。

市町意向調査結果（権限移譲に伴い生じた課題）

事務執行における課題

- ・ 事務処理件数が少ないため、知識やノウハウの蓄積、引継ぎが困難
- ・ 事務負担の増加(人員の不足等)
- ・ 専門知識を備えた人材の確保に難
- ・ 交付金額の不足

県の支援措置に対する意向

- ・ 研修会、意見交換会等の定期的な開催
- ・ 適切な事務処理を行うためのマニュアル提供
- ・ 随時の相談体制の強化
- ・ 情報共有をはじめとする県・市町の連絡体制の整備
- ・ 適切な財政支援(交付金の増額等)
- ・ 人事交流、県職員の派遣による人的支援
- ・ 権限移譲前の綿密な事前調整
- ・ 県における移譲候補事務の精査
- ・ 周辺市町との共同処理(検討の場の設置希望を含む)
- ・ 移譲に課題がある事務の返上



課題検討会分科会テーマの設定

「事務の共同処理等に向けた検討」

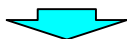
「共同処理検討部会」

職員の相互併任、事務の委託、事務の代替執行、機関等の共同設置などの共同処理手法を活用した個別事務の共同処理の実現に向け、市町が検討を希望する事務の課題の抽出と解決策を検討

「県の支援体制の拡充に向けた検討」

「支援体制検討部会」

市町が権限移譲事務を適切に執行する上で必要となる県の支援措置の内容を全市町対象に調査



県部局において県の対応方策を整理し、市町に提示

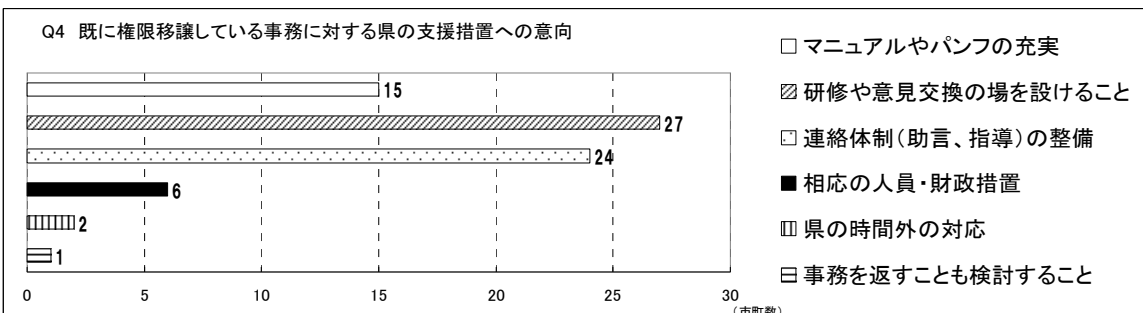
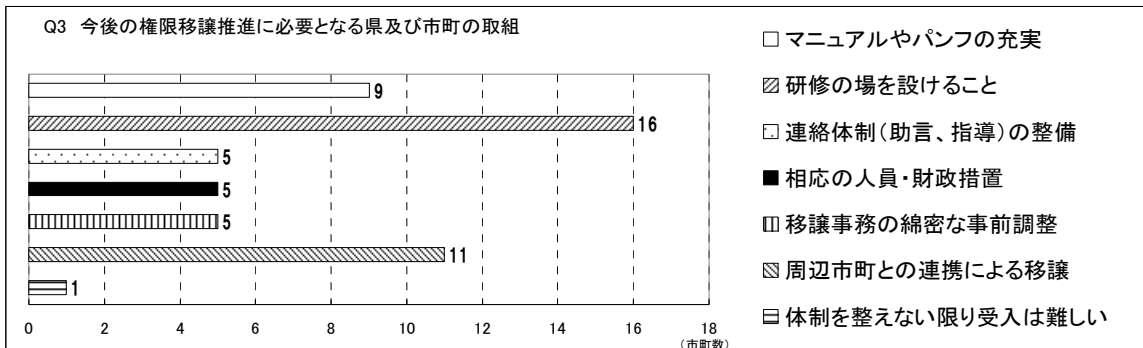
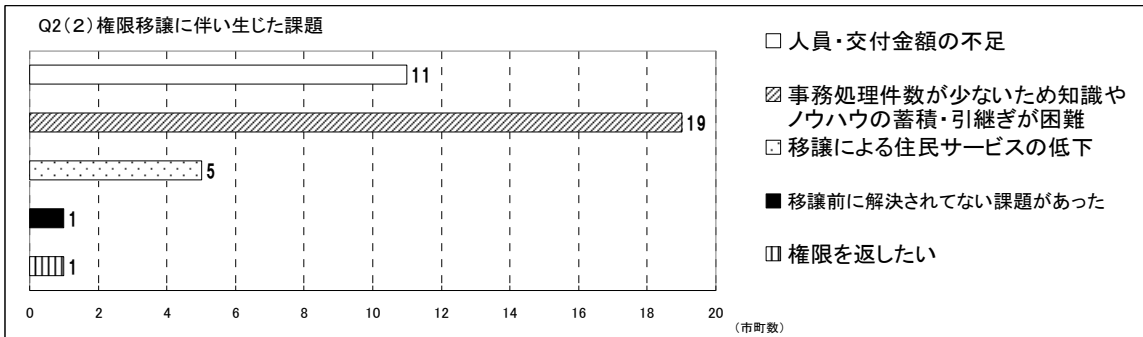
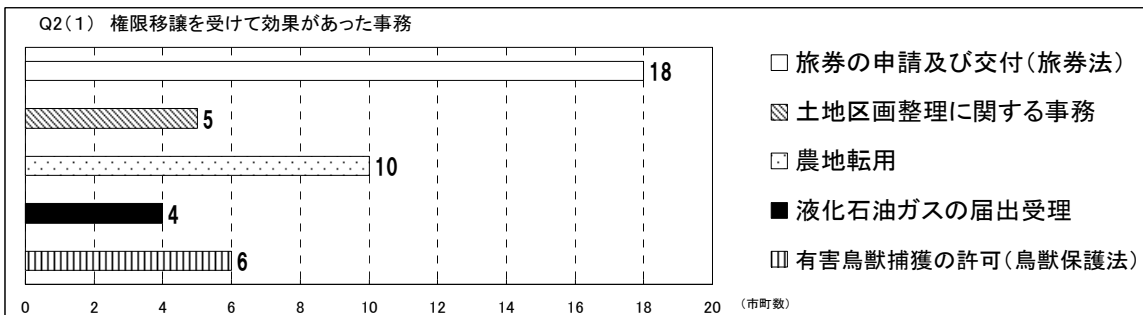
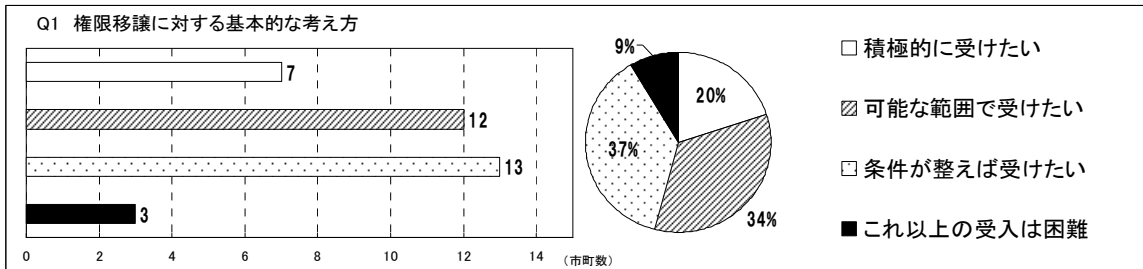
5 市町への権限移譲に関する意向調査の結果

【目的】

県内全市町（35 市町）に対して、各市町の権限移譲に対する意向やこれまでに移譲した事務に対する評価等の調査を実施

【調査期間】

平成 28 年 5 月 11 日～5 月 20 日



6 課題検討会「権限移譲事務受入体制の検討」 検討結果の概要

■ 課題検討会における取組状況

- 5/11 権限移譲に関する市町意向調査（～5/20）
権限移譲に対する考え方やこれまでの移譲事務に対する評価等を調査
- 7/25 県・市町権限移譲推進協議会・行政経営研究会課題検討会（第1回）合同会議
権限移譲事務に対する市町の意見を伺い、課題の確認
- 8/9 行政経営研究会課題検討会（第2回）
共同処理検討部会、支援体制検討部会に別れ、各テーマに対する権限移譲事務の意見を伺い、今後の検討方針を説明
- 8/24 課題検討会の今後の進め方等に関する市町要望調査（～9/2）
市町が課題を抱える個別具体事務の抽出
- 10/5 市町要望調査への県の支援の強化策等についての検討（～10/19）
市町の意見に対する支援の強化策等を県事業担当課で検討・検証
※個別具体事務における分科会を開催し個別の検討
- 1/17 県・市町権限移譲推進協議会（第2回）行政経営研究会課題検討会（第3回）合同会議
権限移譲推進計画（案）及び課題検討結果について意見交換
（分科会の開催）
- ・ NPO 法人認証事務の共同処理の検討（計5回）
 - ・ 保安関係法令の共同処理の検討（計2回）
 - ・ 事務の返上の検討（計2回）

■ 課題検討会での検討結果（市町からの意見に対する検討及び対応）

事務の共同処理に向けた検討

○広域連携の取組に対する支援

市町からの意見	検討結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動促進法（NPO 法人認証事務等） ・ 介護保険法（介護事業所等への監査事務等） ・ 社会福祉法（社会福祉法人の指導監査等） ・ 高圧ガス保安法（立入検査） ・ 文化財保護法（遺跡の管理に関する事務） 	<p>（共同処理に向けた検討を継続していく事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動促進法（NPO 法人認証事務） <p>※東部地域、富士地域、中東遠地域において、事務の委託による共同処理手法を検討</p> <p>※来年度も引き続き検討を行い、協議が調った地域から共同処理を実施</p>

県の支援体制の拡充

事務執行が円滑になるよう、市町に対する県の支援の強化策を検討

○県との連携強化による事務執行支援

市町からの意見	県の対応
【説明会の充実】 研修会・情報交換会の開催、内容の充実 ・農地法（農地転用の許可事務）など	市町の意見を踏まえた説明会の開催、マニュアル提供等の情報提供の充実 など 【20 事務】
【相談支援の充実】 随時の相談への対応 ・生活環境の保全等に関する条例（騒音・振動・悪臭の事務）など	相談支援の充実を図るとともに、新たに移譲する事務についても相談体制を整備 など 【10 事務】
【マニュアルの整備等】 市町のニーズを反映したマニュアルの作成、提供 ・墓地、埋葬等に関する法律（墓地等経営に係る許可）など	市町の意見を踏まえたマニュアルの作成及び充実 など 【12 事務】

○人的支援

市町からの意見	県の対応
【人的支援】 市町の要請に応じた人事交流制度、技術派遣制度の活用 ・介護保険法（介護事業者等への指導監査事務等） ・社会福祉法（社会福祉法人の指導監査事務等） ・大気汚染防止法（立入検査業務）	市町からの要請に基づき、人事交流制度を活用した市町職員の受入れや、技術派遣を制度による専門的知識を持った県職員の派遣等による支援の実施 【3 事務】

○その他

市町からの意見	県の対応
【事務の返上】 県と市町の事務分担（事務の返上）の妥当性について検証 ・自然公園法（特定区域内における行為の許可等に係る申請受付） ・森林法（保安林内立木伐採の届出・許可事務）	（自然公園法） ・市町に移譲している他法令関連事務との一体的な処理による申請者の利便性を考慮し、継続して執行することに合意 ・今後とも県民サービスの向上という視点で移譲事務の再検証を行う （森林法） ・市町内の事業実施状況を把握できるメリットや、市町権限である森林計画対象森林の伐採との窓口一体化による届出者の利便性の向上につながっていることから、引き続き市町で事務処理を行うことで合意

○財政措置（交付金の積算見直し）

＜交付金積算の見直しを実施する事務＞

市町からの意見	県の対応
旅券法（一般旅券の査証欄の増補）	県による再積算及び他県の処理時間を踏まえ事務処理時間を追加
動物の愛護及び管理に関する法律（犬、猫等の動物の死体収容事務）	県による再積算及び他県の処理時間を踏まえ移動時間を追加
森林組合法（請求・認定・随時・常例・子会社検査事務）	県が行う検査の実態に基づき、事前調整、事後指導の処理時間と、移動時間を追加
文化財保護法（国指定文化財の現状変更の計画変更申請書の受付事務）	交付対象事務を追加

＜現在の交付金が妥当であると判断した事務＞

市町からの意見	県の対応
旅券法（一般旅券の受付・交付） 旅券法（記載事項変更） 水質汚濁防止法（事故時の対応（通報受付））	県による再積算及び他県事例を踏まえ、積算が妥当であると判断
化製場等に関する法律（死亡獣畜取扱場の構造設備等の選考等に関する受付事務）	市町が手数料を徴収して行う事務であるため、交付金の対象外

7 条例による事務処理の特例制度

1 概要

地域の判断による地域の実情に応じた住民に身近な行政の実現のためには、個別の法令改正等による事務権限の移譲に限らず、都道府県から市町村への事務権限の移譲を一層推進することが重要である。こうした趣旨から、平成11年の地方分権一括法による地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、従来の都道府県知事及び都道府県教育委員会から市町村長及び市町村教育委員会への「委任」の制度は廃止され、都道府県条例の定めるところにより市町村が事務を処理することとする制度（条例による事務処理の特例制度）が創設された。

なお、平成16年の地方自治法の改正により、これまで県からの発議により協議されていた事務の移譲が、新たに市町村からの要請によっても移譲協議が可能となっている。

2 制度の内容（地方教育行政の組織及び運営に関する法律についても同様の趣旨）

- (1) 都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行する。（地方自治法第252条の17の2第1項）

（参考）都道府県知事の権限に属する事務である限り、法令に明示の禁止の規定のあるもの又はその趣旨・目的等から対象とすることのできないものを除き、原則として対象とすることができる。

法令の規定により都道府県の条例で定めることとされている事務に関しては、法令に基づく条例を制定し都道府県知事の仕事権限が規定されることにより、はじめて具体的事務が発生する。この条例制定という権能自体を市町村が行うことはできない。（例…屋外広告物法第3条に基づく条例制定）

- (2) (1)の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、関係事務を処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。（同条第2項）
- (3) 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。（同条第3項）
- (4) 前項の規定による要請があったときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。（同条第4項）
- (5) (1)の条例により、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合においては、当該事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用される。（同法第252条の17の3第1項）

(6) (5)により市町村に適用があるとされる法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる助言等、資料の提出の要求、是正の要求等は、都道府県知事を通じて行うことができる。(同条第2項)

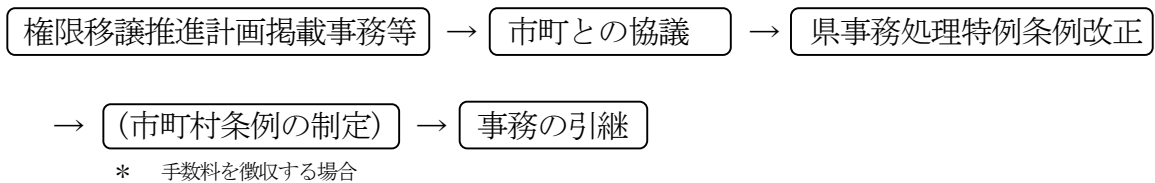
(7) (5)により市町村に適用があるとされる法令規定により市町村が国の行政機関と行う協議は、都道府県知事を通じて行い、当該法令規定により国の行政機関が市町村に対して行う許認可等の申請等は、都道府県知事を経由して行う。(同条第3項)

(参考) 従来、手数料、使用料を県で徴収していた事務について県から市町村にすべての権限が移譲された場合は、県の徴収権限が消滅することから、市町村で徴収条例を制定して手数料を徴収できることとなる。

● 関係予算対応（地方財政法第28条、権限移譲事務交付金）

事務処理特例条例化に伴い、市町村において処理する事務に係る経費については、必要額を静岡県権限移譲事務交付金として毎年措置している。

3 事務の流れ



8 静岡県事務処理の特例による条例の改正経過

項 目	法令数	移譲事務数	概 要
平成 11 年 12 月 議会提案	1 4	4 5	市町村において手数料条例を制定する必要がある事務について、先行して特例条例を制定したものである。 (例) 火薬類取締法による煙火の使用許可 など
平成 12 年 2 月 議会提案	1 0 4	1, 1 3 4	知事及び教育委員会の権限に属する事務のうち、市町村及び市町村教育委員会において処理することが適当である事務を条例に規定したものである。
平成 12 年 9 月 議会提案	0	0	特例市移行による沼津市の除外。静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部事務（水質汚濁防止法の横出し分）を新規移譲。既に中核市に移譲された事務で、法令数も項目数も変動なし。
平成 12 年 12 月 議会提案	3	1 1	動物の愛護及び管理に関する法律、静岡県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する新規移譲事務等を中核市に移譲（手数料徴収事務を含む）。
平成 13 年 2 月 議会提案	1 2	1 6 6	児童福祉法、計量法及び都市計画法など第 2 次権限移譲推進計画の事務の新規移譲のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、医師法、歯科医師法、薬剤師法等の移譲事務を新たに追加
平成 13 年 6 月 議会提案	3	8	医療法、医療法の一部を改正する法律及び死体解剖保存法等の新規移譲事務を追加。
平成 13 年 9 月 議会提案	0	3	建築基準法の改正に伴う容積率及び建ぺい率制限の緩和に関する申請手続等（経由事務）を追加。
平成 14 年 2 月 議会提案	1	9 3	土地改良法、国土利用計画法など第 2 次権限移譲推進計画の事務の新規移譲のほか、栄養士法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律など、法改正や新法制定に伴う新規移譲事務を新たに追加。さらに法改正に伴う若干の移譲事務整理を行った。 (建築基準法は特例条例外で移譲される。)
平成 14 年 12 月 議会提案	0	5 7	医療法による病院に係る許可等を中核市に、都市計画法による開発行為に係る許可等及び宅地造成等規制法による宅地造成工事に係る許可等を御殿場市に、屋外広告物法による屋外広告物に係る許可等に関する事務を全市（10 万人未満）に移譲するための改正。
平成 15 年 2 月 議会提案	7 ▲ 1	7 0 ▲ 1 0	ガス事業法、老人福祉法など第 2 次権限移譲推進計画の事務の新規移譲のほか、自然公園法、建築基準法など、法改正に伴う新規移譲事務を新たに追加。さらに静清合併に伴う移譲先の変更。 ハートビル法の改正により法令数・事務数減。
平成 15 年 12 月 議会提案	2	2	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律、薬事法等の一部改正法の制定・施行に伴う事務の新規移譲。都市計画法の事務の移譲先の拡大。
平成 16 年 2 月 議会提案	7	2 9	戦傷病者特別援護法、旅館業法施行条例、構造改革特別区域法、ハートビル法に基づく新規移譲事務
小 計	1 5 2 法令	1, 6 0 8 事務	
平成 16 年 9 月 議会提案	0 ▲ 1	6 ▲ 4	屋外広告物法の改正に伴う移譲事務追加（新規追加法令なし）。静岡県屋外広告物条例の事務の一部減と構造改革特別区域法の全減。
平成 16 年 12 月 議会提案	6	6 4	介護保険法、母体保護法、養鶏振興法、輸出水産業の振興に関する法律の新規移譲。薬事法の改正に伴う事務整理。

項 目	法令数	移譲事務数	概 要
平成17年2月 議会提案	27	461	特定非営利活動促進法、森林組合法、独立行政法人農業者年金基金法等、静岡市の政令指定都市移行に伴う新規移譲事務の追加。
平成17年6月 議会提案	0	0	市町村合併に伴う所要の改正(法令、事務の追加なし)。
平成17年12月 議会提案	1	15	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の移譲事務追加。介護保険法、都市計画法、宅地造成等規正法の対象市町の拡大。動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴う事務の追加。
平成18年2月 議会提案	6	221	浄化槽法、分収林特別措置法、工場立地法、学校教育法の新規移譲のほか、鳥獣の保護及び適正化に関する法律等の移譲先や事務の拡大。
平成18年9月 議会提案	2 ▲ 1	15 ▲ 2	臨床検査技師等に関する法律改正に伴う新規移譲のほか、宅地造成規制法、農業協同組合法、水産業協同組合法の改正に伴う事務の追加。ハートビル法の削除。
平成18年12月 議会提案	2	24	認定こども園法、新バリアフリー法の施行に伴う新規移譲ほか、特定非営利活動促進法等の改正に伴う移譲事務の追加と削除。
平成19年2月 議会提案	5 ▲ 2	81 ▲ 86	PRTR法、農地法の新規移譲のほか、医療法、中小企業協同組合法の改正に伴う事務の追加。浜松市政令市移行に伴う動愛法規則等の削除(平成19年7月1日施行の静岡県地球温暖化防止条例含む)。
平成19年6月 議会提案	0	0	消費生活用製品安全法等の改正に伴う引用条項の修正(法令数、事務数とも変更なし)。
平成19年9月 議会提案	0	5	温泉法、建築基準法の改正に伴う移譲事務の追加。
平成19年12月 議会提案	0	0	森林組合法の改正に伴う移譲事務の内容拡大、第4次計画に基づく都市計画法及び宅地造成等規制法による事務を伊豆の国市へ移譲(法令数、事務数とも変更なし)。
平成20年2月 議会提案	4	76	旅券法、中小企業組合法規則、中小企業組織法規則、青少年環境整備条例事務の新規移譲、農地法移譲事務の追加、合併に伴う島田市への移譲事務の追加等(旅券法は平成20年9月1日施行)。
小 計	201 法令	2,484 事務	
平成20年6月 議会提案	1	15	医療法、温泉法の改正に伴う移譲事務の追加。
平成20年9月 議会提案	0	9	公益法人制度改革に伴う関係法令の改正及び市町村合併に伴う所要の改正。
平成20年12月 議会提案	1	6	薬事法の改正及び市町村合併に伴う所要の改正。
合 計	203 法令	2,514 事務	平成20年12月議会後の累計実績 ※平成20年度末累計実績と同じ
平成21年2月 議会提案	2	39	長期優良住宅普及促進法の新規移譲、国土利用計画法の移譲事務拡大、旅券法の移譲対象市町追加等。

項 目	法令数	移譲事務数	概 要
平成 21 年 6 月 議会提案	0	9	介護保険法、薬事法施行規則の改正に伴う移譲事務の追加。
平成 21 年 9 月 議会提案	0	10	農地法、農振法の改正に伴う移譲事務の追加。
平成 21 年 12 月 議会提案	0	2 ▲ 8	租税特別措置法の改正に伴う移譲事務の追加。 市町村合併による移譲事務（新居町のみへ移譲していた県風致条例の経由事務）の削除。
合 計	205 法令	2,566 事務	平成 21 年 12 月議会後の累計実績 ※平成 21 年度末累計実績と同じ
平成 22 年 2 月 議会提案	1	26	市町の移譲希望等に伴う地方自治法、農地法及び文化財保護法の事務を移譲。省エネ法改正に伴う移譲事務の追加。
平成 22 年 6 月 議会提案	0	5	自然公園法の改正に伴う移譲事務の追加。
合 計	206 法令	2,597 事務	平成 22 年 12 月議会後の累計実績 ※平成 22 年度末累計実績と同じ
平成 23 年 2 月 議会提案	9	171	騒音規制法、環境基本法、中小小売商業振興法、マンションの建替えの円滑化等に関する法律等の新規移譲のほか、農地法等の事務の拡大。静岡県立自然公園条例の改正に伴う移譲事務の追加等。
平成 23 年 9 月 議会提案	▲ 1	1 ▲ 21	森林法の改正に伴う移譲事務の追加。 高齢者の居住の安定確保に関する法律、中小企業団体の組織に関する法律の改正に伴う移譲事務の削除。
合 計	214 法令	2,748 事務	平成 23 年 12 月議会後の累計実績 ※平成 23 年度末累計実績 (214 法令 2,749 事務)
平成 24 年 2 月 議会提案	3 ▲ 14	31 ▲ 206	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の新規移譲のほか、新バリアフリー法等の事務の拡大など。第 2 次一括法による関係法律の改正に伴う法定移譲への振り替えによる移譲事務の削除。
合 計	203 法令	2,573 事務	平成 24 年 2 月議会後の累計実績 ※平成 24 年度末累計実績 (203 法令 2,574 事務)
平成 24 年 12 月 議会提案	2	30	電気工事業の業務の適正化に関する法律等の新規移譲に伴う移譲事務の追加。(H25 新規移譲のみ)
平成 25 年 2 月 議会提案	7 ▲ 1	61 ▲ 39	身体障害者福祉法、低炭素化法等の新規移譲のほか、水道法、児童福祉法等の事務の拡大など。第 2 次一括法による関係法律の改正に伴う法定移譲への振り替えによる移譲事務の削除。
合 計	211 法令	2,625 事務	平成 25 年 2 月議会後の累計実績 ※平成 25 年度末累計実績 (211 法令 2,620 事務)
平成 26 年 2 月 議会提案	3 ▲ 1	27 ▲ 48	企業立地促進法、児童手当法等の新規移譲のほか、地方自治法、自然公園法施行令等の事務の拡大など。第 3 次一括法による都市再開発法の改正に伴う法定移譲への振り替えによる移譲事務の削除。
平成 26 年 6 月 議会提案	0	1 ▲ 5	母子及び寡婦福祉法、農地法及び農地法施行規則の改正に伴う移譲事務の追加と削除。
平成 26 年 9 月 議会提案	0	22	薬事法、薬事法施行令及び薬事法施行規則の改正に伴う移譲事務の追加。

項 目	法令数	移譲事務数	概 要
平成 26 年 12 月 議会提案	▲ 1	1 4 ▲ 2	母子及び寡婦福祉法施行規則、温泉法の新規移譲（H27. 4. 1 施行）。農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の経過措置の終了に伴う移譲事務の削除。
合 計	2 1 2 法令	2, 6 3 4 事務	平成 26 年 12 月議会後の累計実績 ※平成 26 年度末累計実績（211 法令 2, 620 事務）
平成 27 年 2 月 議会提案	3 ▲ 3	3 5 ▲ 3 7	難病の患者に対する医療等に関する法律、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の新規移譲のほか、自然公園法、文化財保護法等の事務の拡大など。第 4 次一括法等による関係法律の改正に伴う法定移譲への振り替えによる移譲事務の削除。
平成 27 年 3 月 知事専決	2 ▲ 2	7 ▲ 6	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（J A S 法）が食品表示法に統合されたことに伴う移譲事務の追加と削除
平成 27 年 6 月 議会提案	0	0 ▲ 1 8	医療法、医療法施行令、第 4 次一括法等による関係法律の改正に伴う法定移譲への振り替えによる移譲事務の削除。
平成 27 年 9 月 議会提案	0 ▲ 1	0 ▲ 2	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正による移譲法律及び事務の削除。
合 計	2 1 1 法令	2, 6 1 3 事務	平成 27 年 9 月議会後の累計実績 ※平成 27 年度末累計実績（211 法令 2, 613 事務）
平成 28 年 2 月 議会提案	6 ▲ 2	4 0 ▲ 3 9	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律等の新規移譲のほか、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、農地法等の事務の拡大など。第 4 次一括法等による関係法律の改正に伴う法定移譲への振り替えによる移譲事務の削除。
平成 28 年 6 月 議会提案	0	1 0 ▲ 9	医療法の一部改正に伴い、医療法人関係事務に新たな事務が追加による関連事務の移譲
合 計	2 1 5 法令	2, 6 1 5 事務	平成 28 年 6 月議会後の累計実績 ※平成 28 年度末累計実績（215 法令 2, 615 事務）
平成 29 年 2 月 議会提案	3 ▲ 4	4 9 ▲ 1 9	統計法施行令、建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の新規移譲のほか、企業立地促進法、中小企業等協同組合法等の事務の拡大など。第 6 次一括法による工場立地法の改正に伴う法定移譲への振り替えによる移譲事務の削除。
	2 1 4 法令	2, 6 4 5 事務	平成 29 年 2 月議会後の累計実績

事務処理特例制度活用による移譲事務数の推移（各年度末累計）

年度	法令数	事務数	年度	法令数	事務数
12	118	1,179	21	205	2,566
13	136	1,367	22	206	2,597
14	137	1,460	23	214	2,749
15	143	1,577	24	203	2,574
16	151	1,610	25	211	2,620
17	184	2,135	26	211	2,620
18	192	2,384	27	211	2,613
19	199	2,430	28	215	2,615
20	203	2,514			

〔参考〕平成29年2月議会後の内訳

区分	法律	施行令	施行規則	条例	合計
法令数	125	34	32	23	214
事務数	1,851	243	156	395	2,645

関連条例・規則については、静岡県のホームページで閲覧可能

ホームページアドレス（静岡県例規集）

<http://rules.pref.shizuoka.jp/reiki/reiki.html>

<関連条例・規則>

- 静岡県事務処理の特例に関する条例
- 静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に関する規則
- 静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に関する規則

9 市町別移譲事務の状況

平成29年4月1日時点

別表の項	法令名	移譲対象市町 (条例上の記載)	県が相定する 移譲対象市町	主な事務概要 ()は経田事務)	備考	市町別移譲の状況(○:条例移譲、●:法定移譲、×:事務なし、無印:県実施)																												
						静岡市	浜松市	沼津市	富士市	三島市	富士宮市	島田市	磐田市	焼津市	掛川市	藤枝市	熱海市	伊豆市	御前崎市	菊川市	伊豆の国市	牧之原市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	函南町	清水町	長泉町	小山町	吉田町	川根町	森本町
別表1-1	地方自治法	全市町	-	届出受理、告示																														
102	火葬葬取締法	全市町	-	火葬葬消費許可																														
2	静岡県地震対策推進条例	全市町	-	【自取壊】 【建築指導】																														
3	静岡県地震対策推進条例	静岡市 浜松市 沼津市 富士宮市 富士市 焼津市 三島市 磐田市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市	特定行政庁	【建設物】 【建築指導】	包括																													
4	静岡県地震対策推進条例	全市町	限定特定行政庁	【限りがけ建築物のみ】 【建築指導】	限定																													
5	高圧ガス保安法	全市町	-	届出受理																														
6	液化石油ガス等の保安の確保及び取引の適正化に関する法律	全市町	-	届出受理																														
6の2	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	全市町	-	届出受理																														
6の3	ガス事業法	全市町	-	届出受理																														
6の4	統計法施行令	静岡市 浜松市	-	統計調査員の設置																														
6の5	食品表示法	富士市	希望する市町	【市内完備】 届出受理																														
6の6	食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令	富士市	希望する市町	【市内完備】 届出受理																														
6の7	家庭用品品質表示法	全市町	-	届出受理																														
8	消費者生活用品安全法	全市町	-	届出受理																														
9	生活関連物資等の買占め及び売却しみに対する緊急措置に関する法律	全市町(静岡市及び浜松市を除く。)	-	届出受理																														
10	国民生活安定緊急措置法	全市町(静岡市及び浜松市を除く。)	-	届出受理																														
1002	特定非営利活動促進法	沼津市 富士市 磐田市 掛川市 藤枝市	希望する市町 (人口10万以上市を想定)	【NPO(法人)設立認証】																														
1003	特定非営利活動促進法施行条例	沼津市 富士市 磐田市 掛川市 藤枝市	希望する市町 (人口10万以上市を想定)	届出受理																														
1004	旅券法	全市町	-	旅券給付																														
11	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	全市町	-	捕獲許可																														
12	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則	全市町	-	届出受理																														
13	自然公園法	沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊豆市 磐田市 御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 御前崎市 小山町 川根本町	-	(届出受理)	経田																													
14	自然公園法	浜松市	-	特別地域内の開発等許可 (第3種のみ)	一部経田																													
1402	自然公園法施行令	静岡市	政令市	特別地域内の開発等許可 (第3種のみ)	一部経田																													
15	自然公園法施行令	静岡市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊豆市 磐田市 御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 御前崎市 小山町 川根本町	-	(届出受理)	経田																													
16	静岡県立自然公園条例	静岡市、浜松市	政令市	【特定地域】 届出受理、許可、届出検査 【特定地域以外】 (申請受理)	一部経田																													
17	静岡県立自然公園条例	静岡市 掛川市 森本町 御前崎市 掛川市 牧之原市 吉田町 川根本町	-	【特定地域(第3種のみ)】 届出受理、許可、届出検査 【特定地域以外】 (申請受理)	一部経田																													

市町別移譲の状況(〇:条例移譲、●:法定移譲、-:非該当、×:事務なし、無印:県委託)

Table with 13 columns: Item No., Law Name, Transfer Object (Article), Designated Area, Main Summary, Remarks, Status by City (41 cities), and Transfer Status (41 cities). Includes laws like 'Natural Park Act' and 'Water Pollution Control Act'.

10 静岡県権限移譲事務交付金制度の概要

条例による事務処理の特例制度によって県から市町に権限移譲された事務を処理するために必要な経費について、地方財政法第 28 条第 1 項に基づき、権限移譲事務交付金で措置している。

1 根拠法令等

- 静岡県事務処理の特例に関する条例（平成 12 年度～）
静岡県事務処理の特例に関する条例に規定された事務について権限移譲事務交付金により財源措置を行う。
 - * 事務処理特例条例の根拠：地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項（条例による事務処理の特例）
- 地方財政法第 28 条第 1 項
「都道府県がその事務を市町村が行うこととする場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、その事務を執行するに要する経費の財源について必要な措置を講じなければならない。」
- 静岡県権限移譲事務交付金交付要綱（平成 8 年～）
市町への移譲事務を対象とする交付要綱を制定し、交付金を支出。

2 交付金算定式

以下の算定式で積算した権限移譲事務交付金を市町に交付している。

$$\text{交付金額} = (\text{基準単価} \times \text{所要時間} + \text{事務費}) \times \text{処理件数} + \text{基礎額} + \text{初度調弁費}$$

- (1) 基準単価
事務の処理に要する 1 時間当たりの人件費の単価で、毎年 of 県内市町の給与実態調査により算定
- (2) 所要時間
事務 1 件を処理するに当たり、県での実績平均事務処理時間を基に必要と想定される時間
- (3) 事務費
事務 1 件を処理するのに必要となる需用費や通信運搬費等の経費
- (4) 処理件数
各市町の事務取扱件数の合計
- (5) 基礎額
事務の処理の有無に関わらず発生する固定経費（研修参加費、書籍費等）

- (6) 初度調弁費（移譲初年度のみ交付）
 新たな移譲事務の事務執行体制整備に要する費用（書籍費等）

<初度調弁費の類型>

類型	判断基準	金額
A 当該法令に係る新規移譲事務	当該法令に係る事務の移譲としては最初になるもの	160,000 円
B 非類似事務の拡大	同一法令内に既に移譲した事務があるが、関連性が低いものの拡大	130,000 円
C 軽易な事務の新規移譲	経由事務など、軽易な事務の移譲	60,000 円
D 類似事務の拡大	同一法令内の既に移譲した事務に類似したものの拡大	40,000 円

※特殊な事情がある場合は個別に算定する額を上記算出額に加える

* 交付金の対象外となる事務

- 市町で手数料を徴収する事務（事務処理経費は手数料等で見合うものと想定）
 例：火薬類取締法に基づく煙火消費の許可 等
- 権限移譲事務交付金以外での財源措置がなされていると認められる事務
 例：医師法に基づく現住所等の届出の受付（厚生労働統計調査委託費）等

3 権限移譲推進のための財政措置等

- 権限移譲事務交付金制度の改善
 新規移譲事務に伴う市町の事務執行体制の整備に要する経費（初度調弁費）について、平成 23 年度から拡充を図っている。
 （拡充内容）
 - ・移譲事務に係る事務引継ぎや事務説明会など県との連絡調整に要する経費
 - ・職員の研修会参加など事務処理能力の向上に要する経費
- 権限移譲事務交付金明細書を通知
 交付金積算内容が不明確であるとの声が市町から寄せられていることから、平成 24 年度から権限移譲事務交付金の交付決定通知書に金額の算出根拠を示した明細書を添付している。

1 1 静岡県権限移譲事務交付金交付要綱

第1 趣旨

知事は、市町への権限移譲を推進するとともに、移譲事務の適正かつ円滑な執行を図るため、静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号。以下「条例」という。）の規定により、市町が処理することとされた事務に要する経費について、市町に対し、地方財政法（昭和23年法律第109号）第28条第1項の規定に基づき、予算の範囲内において、交付金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 移譲事務 条例別表第1及び別表第2の事務の区分の欄に掲げる事務をいう。
- (2) 権限移譲事務交付金 通常交付金及び調整交付金をいう。
- (3) 通常交付金 移譲事務の処理に要する経費について交付する交付金（以下「事務経費措置額」という。）及び新たな移譲事務の事務執行体制の整備に要する経費について交付する交付金（以下「初度調弁費」という。）をいう。
- (4) 調整交付金 移譲事務の処理について、訴えの提起等通常予測し得ない特別な事情により生じた経費について交付する交付金をいう。
- (5) 交付金算定単位事務 事務経費措置額を算定するため移譲事務を内容によって整理したものであって、毎年度知事が別に定めるものをいう。
- (6) 基準単価 交付金算定単位事務の処理に要する1時間当たりの人件費相当額であって、毎年度知事が別に定める額をいう。
- (7) 所要時間 交付金算定単位事務1件の処理に要する時間数であって、毎年度知事が別に定める時間をいう。
- (8) 事務費 交付金算定単位事務1件の処理に要する通信費等の経費相当額であって、毎年度知事が別に定める額をいう。
- (9) 基礎額 交付金算定単位事務の処理の有無にかかわらず発生する固定経費相当額であって、毎年度知事が別に定める額をいう。

第3 交付の対象、交付金額の算定方法等

- (1) 事務経費措置額を交付する移譲事務及び市町は、別表第1に掲げるとおりとし、市町が事務処理の対価として自ら手数料等を徴収している移譲事務及び権限移譲事務交付金以外の特定財源が措置されている移譲事務については交付しないものとする。
- (2) 事務経費措置額の額は、交付金算定単位事務ごとに次の算式により算出した額（1円未満の端数が生じた場合は、当該額を切り捨てる。）の合計額とする。
(基準単価×所要時間+事務費) ×知事が認定した当該市町の事務処理件数+基礎額
- (3) 初度調弁費は、知事が必要と認める場合に、別表第2の種類の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の基準額の欄に掲げる額を移譲初年度に交付するものとする。
- (4) 市町ごとに交付する通常交付金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該額を切り捨てるものとする。

第4 交付の決定及び交付の時期

- (1) 知事は、市町ごとに交付する通常交付金の額を毎年5月末日までに決定し、権限移譲事務交付

金交付決定通知書（様式第1号）及び権限移譲事務交付金明細書（様式第2号）により通知するものとする。

- (2) 知事は、(1)の規定に基づき決定した通常交付金を、交付の決定のあった日の属する月の翌月の末日までに交付するものとする。

第5 事情変更による決定の取消又は変更

- (1) 知事は、交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、通常交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。
- (2) 知事は、(1)により通常交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更したときは、その旨を当該市町の長に通知するものとする。
- (3) 知事は、(1)により通常交付金の交付の決定の内容を変更した場合において、交付金の額を増額する必要があるときは、変更決定のあった日の属する月の翌月の末日までに交付するものとする。

第6 返還

- (1) 知事は、第5(1)により通常交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。
- (2) 知事は、第5(1)により通常交付金の交付の決定の内容を変更した場合において、交付金の額を減額する必要があるときは、期限を定めて返還させるものとする。

第7 報告書の提出

通常交付金の交付を受けた市町の長は、次に掲げる事項について、事務処理件数報告書（様式第3号）により、交付金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の5月末日までに知事に報告しなければならない。

- (1) 交付金算定単位事務ごとの事務処理件数
- (2) その他知事が必要と認める事項

第8 調整交付金

- (1) 調整交付金の交付を受けようとする市町の長は、調整交付金に係る理由書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、(1)の書類の提出を受けたときは、その内容を審査の上、調整交付金の交付の適否を決定するものとする。
- (3) 知事は、(2)により調整交付金を交付することが適当と認めたときは、調整交付金の額を決定し、当該市町の長に通知するものとする。
- (4) 知事は、(3)により決定した調整交付金を原則として調整交付金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日までに交付するものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金及び調整交付金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年11月15日から施行し、平成8年度分の交付金及び調整交付金から適用する。

- 2 この要綱の別表中、平成8年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。
- 3 平成8年度の交付金の交付については、第4の規定にかかわらず、この要綱の施行日以降、速やかに交付決定し、当該交付金を交付するものとする。
- 4 煙火消費許可事務に係る交付金交付要綱、計量に関する立入検査交付金交付要綱、建築基準法の施行に関する委任事務費交付要綱及び宅地造成等規制法の施行に関する委任事務費交付要綱は、廃止する。

附 則

- 1 この改正は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 2 この要綱の別表中、4の項、5の項及び11の項の交付対象事務に係る平成9年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 2 この要綱の別表中、12の項の交付対象事務に係る平成10年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 2 この要綱の別表中、3の項、4の項、5の項、10の項、11の項、12の項、14の項、15の項、16の項、19の項、21の項、22の項及び23の項の交付対象事務に係る平成11年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 2 この要綱の別表中、3の項、4の項、12の項及び34の項の交付対象事務に係る平成12年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

この改正は、平成12年5月31日から施行し、平成12年度分の交付金から適用する。

附 則

この改正は、平成12年11月1日から施行し、平成12年度分の交付金から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成13年3月23日から施行し、平成12年度分の交付金及び調整交付金から適用する。ただし、平成13年度以後の分の交付金及び調整交付金については、別表の14の項中「81の2の項」とあるのは「82の項」と、「81の3の項」とあるのは「82の3の項」と、「82の2の項」とあるのは「82の4の項」と読み替えて適用するものとし、同表の9の項、15の項、19の項、21

の項、24の項、28の項、29の項及び34の項については、平成13年度分の交付金及び調整交付金から適用する。

- 2 この要綱の別表中、15の項、19の項、21の項、24の項並びに28の項に規定する事務のうち条例別表第1の112の項の(1)及び(2)並びに29の項中条例別表第1の120の項及び123の項の交付対象事務に係る平成13年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 2 この要綱の別表中、27の項、31の項、34の項及び40の項の交付対象事務に係る平成14年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 2 この要綱の別表中、4の項、15の項、17の項、28の項、46の項及び47の項の交付対象事務に係る平成15年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表16の項の改正規定（条例別表第1の62の4の項に限る。）は、平成16年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成16年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 3 この要綱の別表中、5の項、14の項、20の項、23の項、32の項、49の項及び57の項の交付対象事務に係る平成16年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。ただし、島田市及び金谷町の合併に伴う改正規定は平成17年5月5日から、別表27の項の改正規定（条例別表第1の63の2の項に限る。）及び浜松市、天竜市、浜北市、春野町、龍山村、佐久間町、水窪町、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町及び三ヶ日町の合併に伴う改正規定は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 3 平成17年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成17年9月20日から適用する。ただし、相良町及び榛原町の合併に伴う改正規定は、平成17年10月11日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、静岡市及び蒲原町の合併に伴う改正規定は、平成18年3月31日から適用する。
- 2 この要綱は、平成18年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 3 平成18年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成 18 年 12 月 26 日から施行する。ただし、別表 94 の項を削る改正規定は、平成 18 年 12 月 20 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 18 年度分の交付金及び調整交付金から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 94 の項及び 95 の項の改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 19 年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 3 平成 19 年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 9 の項の規定は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 20 年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 3 平成 20 年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成 20 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 20 年度分の交付金及び調整交付金から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表 9 の項の規定 平成 21 年 9 月 1 日
 - (2) 別表 23 の項の規定 平成 21 年 6 月 1 日
 - (3) 別表 92 の項及び 93 の項の規定 平成 21 年 6 月 4 日
- 2 この要綱は、平成 21 年度分の交付金及び調整交付金から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、湖西市及び新居町並びに富士宮市及び芝川町の合併に伴う改正規定は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 22 年度分の交付金及び調整交付金から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 23 年度分の交付金及び調整交付金から適用する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

年度権限移譲事務交付金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名印

静岡県権限移譲事務交付金交付要綱の規定に基づき、年度権限移譲事務交付金を決定したので通知します。

年度権限移譲事務交付金 千円

事務の名称	金額
計	

年度権限移譲事務交付金明細書

要綱別表No.	要綱別表枝番	事務コード	法令名	事務内容	根拠条項	基準単価 (円) A	所要時間 (分) B	事務費 (円) C	処理件数 (件) D	基礎額 (円) E	初度調弁費 (円) F	交付金額 (円) (A×B/60+C) ×D+E+F

年度事務処理件数報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名印

静岡県権限移譲事務交付金交付要綱第7の規定に基づき、年度事務処理件数を報告します。

事務の名称	事務処理件数	備考
	件	

調整交付金に係る理由書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名印

標記のことについて、関係書類を添えて報告します。

1 対象移譲事務の名称

2 調整交付金を必要とする理由

別表第1

	交付対象事務	交付対象市町
1	条例別表第1の1の項に掲げる事務	全市町
2	(1) 条例別表第1の2の項に掲げる事務	全市町
	(2) 条例別表第1の3の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 富士宮市 富士市 焼津市
	(3) 条例別表第1の4の項に掲げる事務	三島市 伊東市 島田市 磐田市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市
3	条例別表第1の5の項に掲げる事務	全市町
4	(1) 条例別表第1の6の項に掲げる事務	全市町
	(2) 条例別表第1の6の2の項に掲げる事務	全町
5	条例別表第1の6の3の項に掲げる事務	全町
6	条例別表第1の6の4の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
7	(1) 条例別表第1の6の5の項に掲げる事務	富士市
	(2) 条例別表第1の6の6の項に掲げる事務	富士市
8	条例別表第1の7の項に掲げる事務	全町
9	条例別表第1の8の項に掲げる事務	全町
10	条例別表第1の9の項に掲げる事務	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
11	条例別表第1の10の項に掲げる事務	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
12	条例別表第1の10の2の項及び10の3の項に掲げる事務	沼津市 富士市 掛川市 磐田市 藤枝市
13	条例別表第1の10の4の項に掲げる事務	全市町
14	条例別表第1の11の項及び12の項に掲げる事務	全市町
15	(1) 条例別表第1の13の項に掲げる事務	沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 富士市 御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 小山町 川根本町
	(2) 条例別表第1の14の項に掲げる事務	浜松市
	(3) 条例別表第1の14の2の項に掲げる事務	静岡市
	(4) 条例別表第1の15の項に掲げる事務	静岡市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 富士市 御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 東伊豆町 河津町

		南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 小山町 川根本町
	(5) 条例別表第1の16の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
	(6) 条例別表第1の17の項に掲げる事務	磐田市 掛川市 袋井市 湖西市 御前崎市 菊川市 牧之原市 吉田町 川根本町
	(7) 条例別表第1の17の2の項に掲げる事務	浜松市
	(8) 条例別表第1の18の項に掲げる事務	沼津市 富士市 磐田市 裾野市 函南町 長泉町 小山町
16	(1) 条例別表第1の19の項に掲げる事務	沼津市 富士市
	(2) 条例別表第1の20の項に掲げる事務	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）
	(3) 条例別表第1の20の2の項に掲げる事務	東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町
	(4) 条例別表第1の21の項に掲げる事務	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）
	(5) 条例別表第1の21の2の項に掲げる事務	東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町
	(6) 条例別表第1の22の項に掲げる事務	沼津市 富士市
	(7) 条例別表第1の23の項に掲げる事務	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）
	(8) 条例別表第1の23の2の項に掲げる事務	東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町
	(9) 条例別表第1の23の3の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
	(10) 条例別表第1の23の4の項に掲げる事務	東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町
	(11) 条例別表第1の23の5の項及び23の6の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
	(12) 条例別表第1の24の項に掲げる事務	沼津市 富士市
	(13) 条例別表第1の24の2の項に掲げる事務	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）
	(14) 条例別表第1の25の項に掲げる事務	全市町
	(15) 条例別表第1の26の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 富士市
	(16) 条例別表第1の27の項に掲げる事務	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）

17	条例別表第1の28の項に掲げる事務	沼津市 富士市
18	条例別表第1の29の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 藤枝市 袋井市 牧之原市 吉田町 森町
19	(1) 条例別表第1の30の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
	(2) 条例別表第1の30の2の項及び30の3の項に掲げる事務	函南町
20	(1) 条例別表第1の32の2の項及び32の6の項に掲げる事務	全市町
	(2) 条例別表第1の32の3の項及び32の7の項に掲げる事務	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
	(3) 条例別表第1の32の4の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 富士市 磐田市 焼津市 藤枝市
	(4) 条例別表第1の32の5の項及び32の8の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
21	条例別表第1の32の9の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
22	条例別表第1の32の10の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
23	(1) 条例別表第1の33の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 富士宮市 富士市 焼津市
	(2) 条例別表第1の34の項に掲げる事務	全市町（静岡市、浜松市、沼津市、富士宮市、富士市及び焼津市を除く。）
24	条例別表第1の35の項から42の項まで、44の項から58の項まで、60の項及び61の項、62の2の項から62の4の項まで、65の項から72の項まで、76の項から78の項まで、82の2の項から91の項まで、93の項から98の項までに掲げる事務	静岡市 浜松市
25	条例別表第1の58の2の項に掲げる事務	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
26	条例別表第1の59の項に掲げる事務	沼津市 富士市
27	条例別表第1の62の7の項、62の8の項及び62の9の項に掲げる事務	全市町
28	条例別表第1の62の10の項、62の11の項及び62の12の項に掲げる事務	富士市
29	条例別表第1の64の項に掲げる事務	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
30	(1) 条例別表第1の64の2の項及び64の5の項に掲げる事務	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
	(2) 条例別表第1の64の3の項及び64の6の項に掲げる事務	沼津市

	(3) 条例別表第1の64の4の項に掲げる事務	全市（静岡市及び浜松市を除く。）
31	(1) 条例別表第1の64の7の項に掲げる事務	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
	(2) 条例別表第1の64の8の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
32	条例別表第1の64の12の項及び64の13の項に掲げる事務	全市（静岡市及び浜松市を除く。）
33	(1) 条例別表第1の73の項に掲げる事務	浜松市
	(2) 条例別表第1の73の2の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
	(3) 条例別表第1の74の項に掲げる事務	静岡市
34	条例別表第1の75の項に掲げる事務	全町
35	(1) 条例別表第1の81の項に掲げる事務	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
	(2) 条例別表第1の81の2の項に掲げる事務	全市町
36	条例別表第1の82の項に掲げる事務	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
37	条例別表第1の99の項に掲げる事務	全町
38	条例別表第1の99の2の項及び99の3の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 御前崎市 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町
39	(1) 条例別表第1の99の4の項に掲げる事務	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）
	(2) 条例別表第1の99の5の項に掲げる事務	全市町
40	条例別表第1の99の6の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 御前崎市 菊川市 牧之原市 小山町
41	条例別表第1の99の7の項及び99の8の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市
42	条例別表第1の100の項及び100の2の項に掲げる事務	沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 下田市
43	条例別表第1の100の3の項及び100の4の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市

44	(1) 条例別表第1の101の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町
	(2) 条例別表第1の101の2の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 島田市 富士市 磐田市 掛川市 湖 西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 西伊 豆町 川根本町
45	条例別表第1の102の項及び103の項に掲げる事務	全市町
46	条例別表第1の103の4の項及び103の5の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
47	条例別表第1の103の6の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
48	条例別表第1の103の7の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市
49	条例別表第1の103の8の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
50	条例別表第1の103の9の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
51	条例別表第1の103の10の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
52	条例別表第1の103の11の項及び103の12の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
53	条例別表第1の103の13の項及び103の14の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
54	条例別表第1の103の15の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
55	(1) 条例別表第1の103の17の項に掲げる事務	御前崎市 菊川市 長泉町 小山町 吉田町
	(2) 条例別表第1の103の18の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
	(3) 条例別表第1の103の19の項に掲げる事務	沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 牧之原 市

56	条例別表第1の103の20の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 御前崎市 菊川市 牧之原市 長泉町 小山町 吉田町
57	条例別表第1の103の21の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
58	(1) 条例別表第1の104の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 長泉町 吉田町 川根本町 森町
	(2) 条例別表第1の105の項及び106の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
	(3) 条例別表第1の106の2の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 伊東市 下田市 湖西市 伊豆市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 吉田町
59	(1) 条例別表第1の107の項及び110の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田 市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 長泉町 吉田町 川根本町 森町
	(2) 条例別表第1の111の項及び124の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田 市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 函南町 長泉町 吉田町 森町
60	(1) 条例別表第1の108の項に掲げる事務	全市
	(2) 条例別表第1の108の2の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
61	条例別表第1の109の項、110の2の項、111の2の項及び124の2の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
62	(1) 条例別表第1の112の項に掲げる事務	東伊豆町 河津町 南伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 森町
	(2) 条例別表第1の112の2の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 富士宮市 島田市 富士市 袋井市

	る事務	湖西市
	(3) 条例別表第1の112の3の項に掲げる事務	熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市
	(4) 条例別表第1の113の項に掲げる事務	三島市 富士宮市 島田市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 湖西市
63	(1) 条例別表第1の115の項及び121の2の項に掲げる事務	全町
	(2) 条例別表第1の120の項、123の項及び123の2の項に掲げる事務	全市町(静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、函南町、清水町、長泉町及び小山町を除く。)
64	条例別表第1の123の3の項に掲げる事務	清水町 長泉町 森町
65	条例別表第1の123の4の項に掲げる事務	東伊豆町 河津町 南伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 森町
66	条例別表第1の125の項に掲げる事務	東伊豆町 河津町 南伊豆町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 森町
67	(1) 条例別表第1の125の2の項に掲げる事務	全市町(建築基準法(昭和25年法律第201号)第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
	(2) 条例別表第1の125の3の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。)
68	条例別表第1の125の4の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
69	(1) 条例別表第1の129の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 藤枝市
	(2) 条例別表第1の130の項及び132の項に掲げる事務	全市町(静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市及び藤枝市を除く。)
	(3) 条例別表第1の134の項に掲げる事務	全市町(静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。)
70	(1) 条例別表第1の135の項に掲げる事務	全市町(静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市及び藤枝市を除く。)
	(2) 条例別表第1の135の2の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市

71	(1) 条例別表第1の135の3の項に掲げる事務	全市町（静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市及び藤枝市を除く。）
	(2) 条例別表第1の135の4の項に掲げる事務	沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市
72	(1) 条例別表第1の136の項に掲げる事務	全市（静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市を除く。）
	(2) 条例別表第1の136の2の項に掲げる事務	沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 富士市 御殿場市 袋井市 裾野市 伊豆の国市
	(3) 条例別表第1の137の項に掲げる事務	全市（静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市を除く。）
73	条例別表第1の139の項に掲げる事務	東伊豆町 河津町 南伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 森町
74	(1) 条例別表第1の140の項に掲げる事務	全市（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く）
	(2) 条例別表第1の140の2の項及び140の3の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
75	(1) 条例別表第1の143の項に掲げる事務	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）
	(2) 条例別表第1の144の項に掲げる事務	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町並びに法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町で法第78条第1項に規定する建築審査会が置かれているものを除く。）
	(3) 条例別表第1の145の項に掲げる事務	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く）
	(4) 条例別表第1の146の項に掲げる事務	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）
	(5) 条例別表第1の147の項に掲げる事務	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）
	(6) 条例別表第1の148の項に掲げる事務	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町に限る。）
	(7) 条例別表第1の149の項に掲げる事務	全市町
76	条例別表第1の150の2の項に掲げる事務	下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町

77	(1) 条例別表第1の150の4の項及び150の6の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
	(2) 条例別表第1の150の5の項及び150の7の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。)
78	条例別表第1の150の8の項に掲げる事務	沼津市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市 焼津市 藤枝市 御殿場市 裾野市 湖西市 伊豆の国市 函南町 清水町 長泉町 小山町
79	(1) 条例別表第1の150の11の項に掲げる事務	三島市 富士宮市 焼津市 藤枝市 御殿場市 湖西市
	(2) 条例別表第1の150の12の項及び150の14の項に掲げる事務	三島市 富士宮市 藤枝市 御殿場市 湖西市
80	条例別表第1の150の16の項に掲げる事務	三島市 富士宮市 藤枝市 湖西市 牧之原市
81	条例別表第1の150の17の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
82	(1) 条例別表第1の150の20の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
	(2) 条例別表第1の150の21の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。)
83	条例別表第1の151の項に掲げる事務	全町
84	(1) 条例別表第1の151の5の項に掲げる事務	全町
	(2) 条例別表第1の151の6の項及び151の8の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
	(3) 条例別表第1の151の7の項及び151の9の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。)
85	(1) 条例別表第1の151の10の項及び151の12の項に掲げる事務	熱海市 伊東市 磐田市 掛川市 袋井市 下田市 湖西市 伊豆市 御前崎市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 吉田町
	(2) 条例別表第1の151の11の項に掲げる事務	焼津市
86	(1) 条例別表第1の151の13の項及び151の15の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
	(2) 条例別表第1の151の14の項及び	全市町(建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を

	151の16の項に掲げる事務	置く市町に限る。)
87	(1) 条例別表第1の151の17及び151の20の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
	(2) 条例別表第1の151の18及び151の21の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
	(3) 条例別表第1の151の19及び151の22の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。)
88	(1) 条例別表第1の151の23の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町に限る。)
	(2) 条例別表第1の151の24の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
89	条例別表第1の151の25の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
90	条例別表第1の152の項に掲げる事務	浜松市 沼津市 下田市 伊豆市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町
91	条例別表第2の1の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
92	(1) 条例別表第2の3の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
	(2) 条例別表第2の3の2の項に掲げる事務	全市町(静岡市及び浜松市を除く。)
	(3) 条例別表第2の3の3の項に掲げる事務	全市町
	(4) 条例別表第2の4の項に掲げる事務	全市(静岡市及び浜松市を除く。)
	(5) 条例別表第2の6の項に掲げる事務	全市町(静岡市及び浜松市を除く。)
	(6) 条例別表第2の7の項に掲げる事務	全町
	(7) 条例別表第2の8の項に掲げる事務	全市町

別表第2

区分	類型	基準額
A	既に移譲されている事務のうち新たに移譲する事務の根拠となる法令を根拠とする事務がない場合(Cに掲げる場合を除く)	160,000円
B	既に移譲されている事務のうち新たに移譲する事務の根拠となる法令を根拠とする事務があり、新たに移譲する事務との関連性が低いと知事が認める場合	130,000円

C	Aに掲げる場合で、新たに移譲する事務が経由事務その他の軽易な事務の場合	60,000円
D	既に移譲されている事務のうちに新たに移譲する事務の根拠となる法令を根拠とする事務があり、新たに移譲する事務と類似していると知事が認める場合	40,000円

備考

特殊な備品等を必要とする場合は、上表にかかわらず必要額を別途計上するものとする。

12 県・市町職員人事交流実施要綱

昭和53年1月24日 静岡県告示第91号

(趣旨)

第1条 この要綱は、県と市町（一部事務組合及び広域連合を含む。）との間に人事交流を行い、一層緊密、かつ、能率的な行政運営を図るため、職員相互の実務研修を実施する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(希望調書の提出)

第2条 実務研修職員を派遣又は受入れようとする市町の長は、実務研修職員派遣（受入）希望調書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(依頼書の提出)

第3条 知事及び市町の長は、前条に定める希望調書に基づき実務研修職員の派遣又は受入れについて協議するものとする。

2 前項の協議が整った場合には、職員を派遣しようとする団体（以下「派遣団体」という。）の長は、実務研修職員依頼書（様式第2号）を職員の派遣を受入れようとする団体（以下「受入団体」という。）の長に提出するものとする。

(研修職員の決定)

第4条 受入団体の長は、前条第2項に基づき提出された実務研修職員依頼書により実務研修職員を決定し、その旨を実務研修決定通知書（様式第3号）により派遣団体の長に通知するものとする。

(実務研修職員)

第5条 県又は市町が実務研修をさせようとする職員は、身体強健であって勤務成績が優秀であり、かつ研修を受けるために必要な知識・経験を有するものでなければならない。

(派遣期間)

第6条 実務研修期間は、1年以内とする。ただし、知事と市町の長との協議により、期間を変更することができる。

(身分及び服務)

第7条 実務研修職員は、派遣団体の職員の身分及び受入団体の職員の身分を併せ有するものとし、その服務については、受入団体の規定を適用するものとする。

(分限及び懲戒)

第8条 実務研修職員の分限及び懲戒については、派遣団体の関係規定を適用する。ただし、受入団体の職務に関して義務違反等のあった場合は、受入団体の懲戒に関する規定を適用するものとする。

2 派遣団体又は受入団体において実務研修職員に対して分限及び懲戒の処分を行おうとする場合は、双方が協議するものとする。

(給与)

第9条 実務研修職員の給料は、派遣団体の関係規定を適用して、派遣団体が支給するものとする。

2 実務研修職員の昇格及び昇給は、派遣団体において発令するものとする。

3 実務研修職員の扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等の取り扱いについては、第1項の規定に準ずるものとする。

4 実務研修職員の時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当等については、受入団体の関係規定を適用して、受入団体が負担支給するものとする。

(旅費)

第10条 実務研修職員が受入団体の公務のために出張する場合の旅費は、受入団体の関係規定を適用して、受入団体において負担支給するものとする。

(勤務時間等)

第10条の2 実務研修職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、受入団体の規定を適用するものとする。ただし、当該規定を適用することが適当でない認められる場合は、別途協議するものとする。

(共済組合等)

第11条 実務研修職員は、派遣団体の共済組合員とし、地方負担金は、派遣団体が負担するものとする。公務災害負担金についても同様とする。

(実務研修状況の通知)

第12条 受入団体の長は、実務研修職員の4半期ごとの研修状況を、当該4半期の終了後10日までに、実務研修状況通知書(様式第4号)により、派遣団体の長に通知するものとする。ただし、実務研修職員に事故その他特別な事情が生じた場合は、その都度その旨を連絡するものとする。

(人事評価)

第12条の2 派遣団体の長は、実務研修職員の人事評価の実施に当たり、必要な情報について受入団体の長に報告を求めることができる。

(報告)

第13条 派遣団体は、実務研修職員に関する次の各号に掲げる事項について、必要のつど、実務研修職員身分変動、昇格、昇給等報告書(様式第5号)により、受入団体に報告するものとする。

- (1) 実務研修職員の身分上の変動
- (2) 実務研修職員の昇格及び昇給
- (3) その他必要な事項

(事務主管)

第 14 条 県における実務研修職員に関する事務については、別に定めるものを除き経営管理部職員局人事課及び経営管理部地域振興局市町行財政課において行うものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、そのつど知事と当該市町の長が協議して定める。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 3 月 19 日告示第 279 号)

この改正は、昭和 57 年度の人事交流から施行する。

附 則 (平成 6 年 4 月 1 日告示第 300 号の 7)

この告示は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 31 日告示第 333 号の 2)

この告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 2 月 1 日告示第 68 号)

1 この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の改正規定は公布の日から施行する。

2 この告示 (前項ただし書に規定する改正規定に限る。) による改正後の県・市町村職員人事交流実施要綱の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日告示第 387 号)

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日告示第 448 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日告示第 346 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日告示第 341 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日告示第 316 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日告示第 504 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日告示第 239 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

13 技術職員等市町派遣制度要綱

平成7年2月24日 静岡県告示第144号

(趣旨)

第1条 この要綱は、県から市町への権限移譲の円滑化又は市町における短期的なプロジェクト関連事業の支援若しくは特別な資格等を有する職員の確保を図るために、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定に基づき、知事が当該市町に技術職員等を派遣する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象市町)

第2条 派遣対象市町は、前条の趣旨に基づき技術職員等の派遣を希望する市町とする。

(派遣の申請)

第3条 技術職員等の派遣を希望する市町長は、知事が別に定める日までに技術職員等派遣申請書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

(派遣の決定)

第4条 知事は、前条の規定により提出された技術職員等派遣申請書を審査し、静岡県職員を派遣すべきものと認めるときは、技術職員等派遣通知書(様式第2号)により派遣を希望する市町長に通知するものとする。

(協定の締結)

第5条 前条の通知を受けた市町長は、派遣に関する必要事項について遅滞なく知事と協議するものとする。

2 前項の規定による協議に基づき、知事と市町長との間において技術職員等の派遣に関する協定書を締結するものとする。

(派遣期間)

第6条 派遣の期間は、2年以内とする。ただし、知事と市町長との協議により、期間を変更することができるものとする。

(身分及び服務)

第7条 市町に派遣する技術職員等(以下「派遣職員」という。)は、県及び市町の身分を併せ有するものとし、その服務については、派遣を受ける市町(以下「派遣市町」という。)の規定を適用するものとする。

(給与)

第8条 派遣職員の給料については、県の関係規定を適用して、県が支給するものとする。

2 派遣職員の昇格及び昇給は、県が発令するものとする。

3 派遣職員の扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、第1項の規定に準ずるものとする。

4 派遣職員の管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当については、派遣市町の関係規定を適用して、派遣市町が支給するものとする。

(派遣職員の給与の財源負担等)

第8条の2 派遣市町は、前条第1項及び第3項の規定により県が支給する給与の全額を負担するものとする。

2 派遣市町は、前項の規定により負担することとなった給与の全額を毎年2回県が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(退職手当)

第9条 派遣職員が派遣期間内において退職した場合における退職手当は、県の関係規定を適用して、県が支給するものとする。

(旅費)

第10条 派遣職員の赴任旅費、帰任旅費及び派遣期間中の旅費(専ら県の用務に係るものは除く。)は、派遣市町の関係規定を適用して、派遣市町が支給するものとする。

(勤務時間等)

第11条 派遣職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、派遣市町の規定を適用するものとする。ただし、当該規定を適用することが適当でないと認められる場合は、別途協議するものとする。

(分限及び懲戒)

第12条 派遣職員の分限及び懲戒については、県の関係規定を適用する。ただし、派遣市町の職務に関して義務違反等のあった場合は、派遣市町の懲戒に関する規定を適用するものとする。

2 派遣市町が、派遣職員に対して分限及び懲戒の処分を行おうとする場合は、県と協議するものとする。

(公務災害補償)

第13条 派遣職員が、通勤途上又は職務上負傷し、疾病にかかり、障害が残り、又は死亡した場合におけるこれらの災害に係る補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)を適用するものとする。

2 前項の場合における事務手続は、派遣市町の意見書及び災害の事実関係を明らかにした報告書に基づいて、県が行うものとする。

3 公務災害負担金については、県が負担するものとする。

(公務災害負担金の財源負担等)

第13条の2 派遣市町は、前条第3項の規定により県が負担する公務災害負担金の全額を負担するものとする。

2 派遣市町は、前項の規定により負担することになった公務災害負担金の全額を毎年1回県が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(共済組合)

第 14 条 派遣職員は、派遣期間中においても地方職員共済組合静岡県支部の組合員とする。

(派遣職員の勤務状況の通知等)

第 15 条 派遣市町の長（以下「派遣市町長」という。）は、派遣職員の四半期ごとの勤務状況を、当該四半期の終了後 10 日までに、勤務状況通知書（様式第 3 号）により、知事に通知するものとする。ただし、派遣職員に事故その他特別な事情が生じた場合は、その都度その旨を連絡するものとする。

2 知事は、派遣職員に関する次に掲げる事項について、必要の都度、派遣職員身分変動、昇格、昇給等報告書（様式第 4 号）により、派遣市町長に報告するものとする。

(1) 派遣職員の身分上の変動

(2) 派遣職員の昇格及び昇給

(3) その他必要な事項

(人事評価)

第 15 条の 2 知事は、派遣職員の人事評価の実施に当たり、必要な情報について派遣市町長に報告を求めることができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度知事と派遣市町長が協議して定める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 職員の給与に関する条例（昭和 28 年静岡県条例第 31 号）に規定する職員に特例一時金が支給される間、第 8 条第 3 項中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特例一時金」とする。

附 則（平成 9 年 12 月 19 日告示第 1044 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 10 日告示第 247 号）

1 この告示は、平成 10 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この告示の施行日前に既に改正前の技術職員市町村派遣制度要綱に基づき市町村へ派遣されている職員については、改正後の技術職員市町村派遣制度要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 2 月 1 日告示第 69 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の技術職員市町村派遣制度要綱の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年 4 月 8 日告示第 607 号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際限に改正前の技術職員市町村派遣制度要綱の規定により派遣されている職員は、改正後の技術職員等市町村派遣制度要綱の相当する規定により派遣された職員とみなす。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日告示第 388 号）

- 1 この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の技術職員等市町村派遣制度要綱の規定により派遣されている職員は、改正後の技術職員等市町村派遣制度要綱の相当する規定により派遣された職員とみなす。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日告示第 342 号）

- 1 この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日告示第 317 号）

- 1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日告示第 505 号）

- 1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。